

南九州市食育・地産地消推進計画 (第3期)



はじめに



「食」は、私たちが生きていく上で一番重要な命の源であり、健康で豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく食べることや、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要と考えます。

しかし、近年ライフスタイルの多様化が進み、朝食の欠食をはじめ、生活習慣病の増加、食の安全性に対する不安、伝統的食文化や食を大切にす
る心の風化など、「食」をめぐる環境は大きく変化し、様々な食への問題
が懸念されます。

このような状況のもと、本市では平成24年3月に「南九州市食育・地産地消推進計画（第1期）」、平成30年3月に「南九州市食育・地産地消推進計画（第2期）」を策定し、本市の豊かな農林水産資源を活かした食育・地産地消の推進に取り組んでまいりました。

この度、第2期計画の期間が終了することから、これまでの進捗状況や食をめぐる現状、課題等を踏まえ、新たに「南九州市食育・地産地消推進計画（第3期）」を策定いたしました。

本計画においては、「豊富な食の恵みに感謝し 健やかな心と身体を育み 笑顔かがやく いきいきまちづくり」を基本理念に掲げ、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指します。

計画の推進にあたりましては、市としての取り組みはもとより、多方面の関係機関とともに力を合わせて実行してまいりますので、いっそうのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見やご協力を賜りました市民の皆様をはじめ、ご指導・ご助言くださった関係団体の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和5年3月

南九州市長 塗木 弘幸

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	食育とは	2
3	地産地消とは	2
4	計画の位置づけ	3
5	計画の期間	3
6	SDGs（持続可能な開発目標）について	4

第2章 南九州市の「食」を取り巻く現状と課題

1	南九州市の概要	5
2	南九州市食育・地産地消アンケート結果	8
3	南九州市食育・地産地消推進計画（第2期）取り組みの評価	30
4	南九州市の「食育・地産地消」の課題	32

第3章 計画の基本構想

1	基本理念	33
2	基本方針	33

第4章 計画の推進と取組目標

1	食育・地産地消の展開と推進体制	35
2	食育・地産地消の具体的な取り組み	36
3	取組目標	39

参考資料

☆	食育基本法	42
☆	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等 及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（抜粋）	48
☆	かごしま食と農の県民条例	53
☆	かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針（抜粋）	57
☆	食生活指針	59
☆	かごしま版食事バランスガイド	62

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

私たちが生活していく上で、「食」は重要な命の源です。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

しかしながら、私たちの「食」をめぐる状況は、社会情勢や世帯構成の変化などによるライフスタイルの多様化が進み、朝食の欠食はじめ生活習慣病の増加、食の安全性に対する不安、伝統的食文化や食を大切にする心の風化など、食を取り巻く環境は大きく変化し、様々な食への問題が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの「食」へのスタイルにも大きな変化が見られ、食を見つめ直す契機ともなっています。

このような状況のもと、国は食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、食育推進に取り組んでいます。

また、鹿児島県においては、「地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現」を図るため、令和3年3月に「かごしまの“食”交流推進計画（第4次）」を策定しました。

本市においても、国の「食育推進基本計画」や、県の「かごしまの“食”交流推進計画」を基に、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すために、南九州市の地域の特性を生かした食育の推進、また地元で生産されたものを地元で消費する地産地消の取り組みを推進するために、「南九州市食育・地産地消推進計画（第3期）」を策定します。

2. 食育とは

食育基本法において『食育』は「生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて『食』に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられています。



3. 地産地消とは

地域で生産されたものを、地域で消費する（食べる・利用する）ということ、あるいはその考え方や取り組みのことをいいます。以前から「その地域で育まれた旬の農林水産物を食べるのが健康によく、おいしい」という考えがあります。生産体験や生産者との交流を通じて、食を知り、感心を高めるといことはとても大切です。

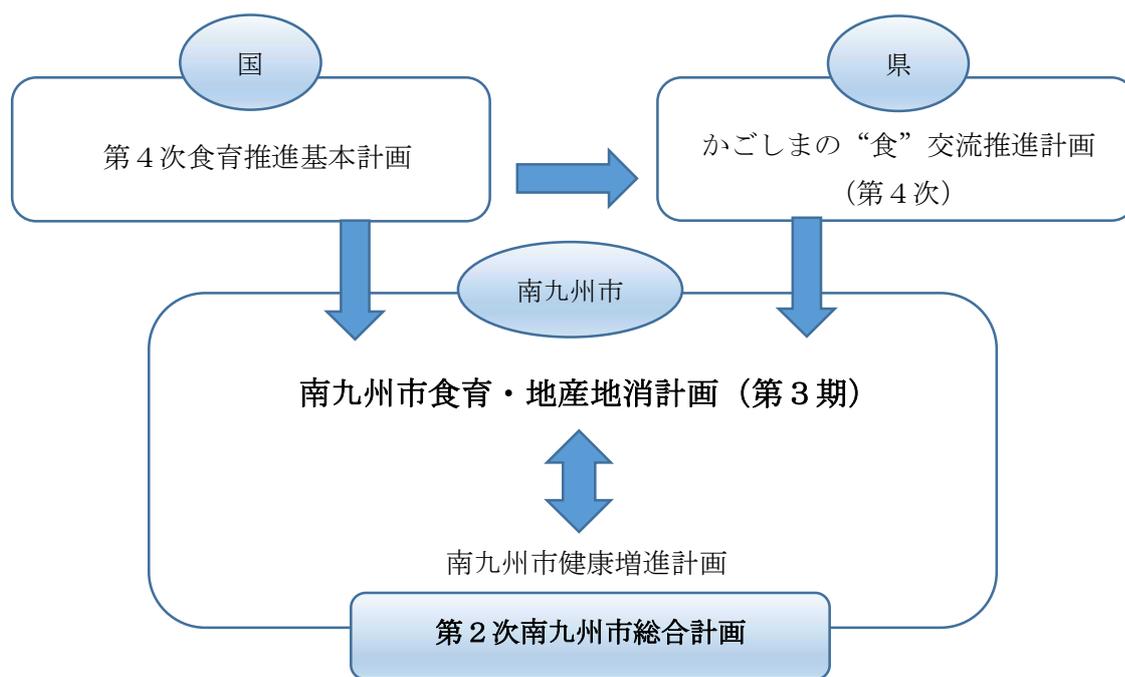
地産地消の取り組みは、単に「地場産物の消費拡大運動」という面だけでなく、「産地と食卓の交流」や「健康的な食生活の実現」、「旬と食文化への理解」、「環境保全」、「地域の活性化」など、様々な役割を持っています。



4. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定します。また、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第41条に基づく地産地消計画として位置づけます。

本計画は、「第2次南九州市総合計画」をはじめ「南九州市健康増進計画」など関連する計画と整合性を取り、また、その推進にあたっては市民、関係機関及び行政等がそれぞれの役割を生かし、互いに連携を取りながら取り組むものとします。



5. 計画の期間

この計画（第3期）の期間は、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間とします。ただし、情勢の動向や社会・経済環境等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
食育・地産地消推進計画(第1期)	→																
〃 (第2期)							→										
〃 (第3期)												→					

6. SDGs（持続可能な開発目標）について

○「SDGs（持続可能な開発目標）Sustainable Development Goals」は、2015年9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17の持続可能な目標と169のターゲットで構成されています。経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組む2030年までの達成を目指す国際社会全体の目標です。

○17の持続可能な目標のうち「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任つかう責任」等の目標は、食育の推進によって貢献が可能と考えられます。

○SDGsの理念は、本計画の施策の方向性とも重なっており、市民とともに食育の推進に取り組むことでSDGsの目標達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>
	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p>持続的な生産消費形態を確保する。</p>

第2章 南九州市の「食」を取り巻く現状と課題

1. 南九州市の概要

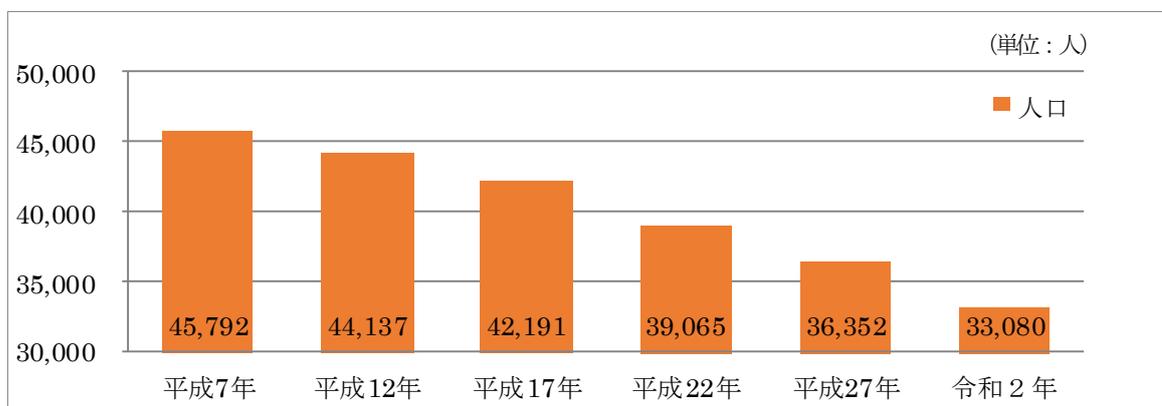
本市は平成19年12月に旧揖宿郡瀬姪町、旧川辺郡知覧町及び川辺町が合併して誕生しました。鹿児島県の南西部薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西約30kmのところにあたり市内を北東から南西にかけて国道225号線、南部の海岸線を国道226号線が走り、南部には美しい景観の海岸線が続き、中部には畑地が広がり、北から南東にかけて連なる山々は緑溢れ、薩摩半島最大の河川である万之瀬川の水源となっています。

市域は、東西に約22km、南北に約30km、357.91km²の面積を有しており、年間を通じて温暖な気候に恵まれています。

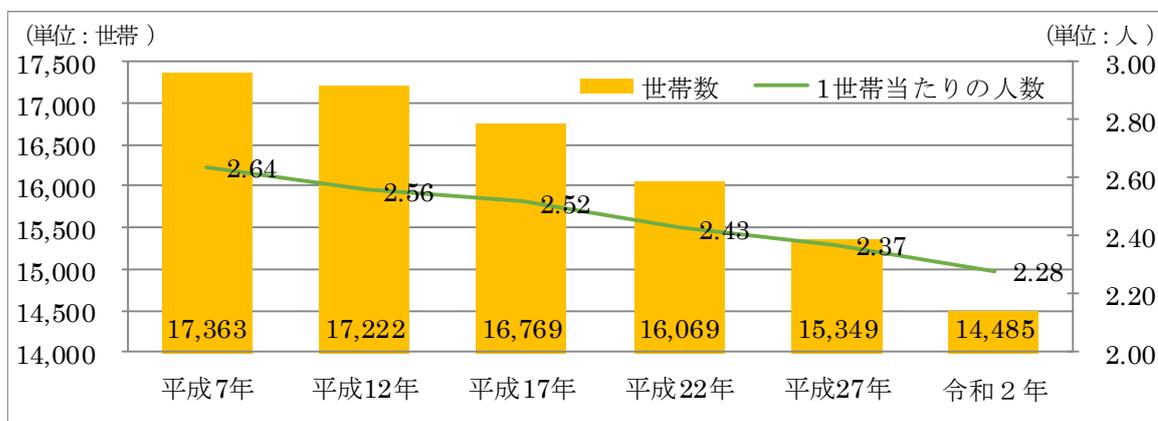
(1) 人口、世帯数、世帯構成

平成7年から令和2年の間に行われた国勢調査によると、本市の人口は平成7年の45,792人を最高に年々減り続け、令和2年では33,080人となっており、減少傾向にあります。また、世帯数・1世帯当たりの人数の推移をみても、平成7年の17,363世帯・1世帯当たり2.64人を最高に年々減り続け、令和2年では14,485世帯・1世帯当たり2.28人となっており、こちらも減少傾向にあります。

★人口の推移（国勢調査より）



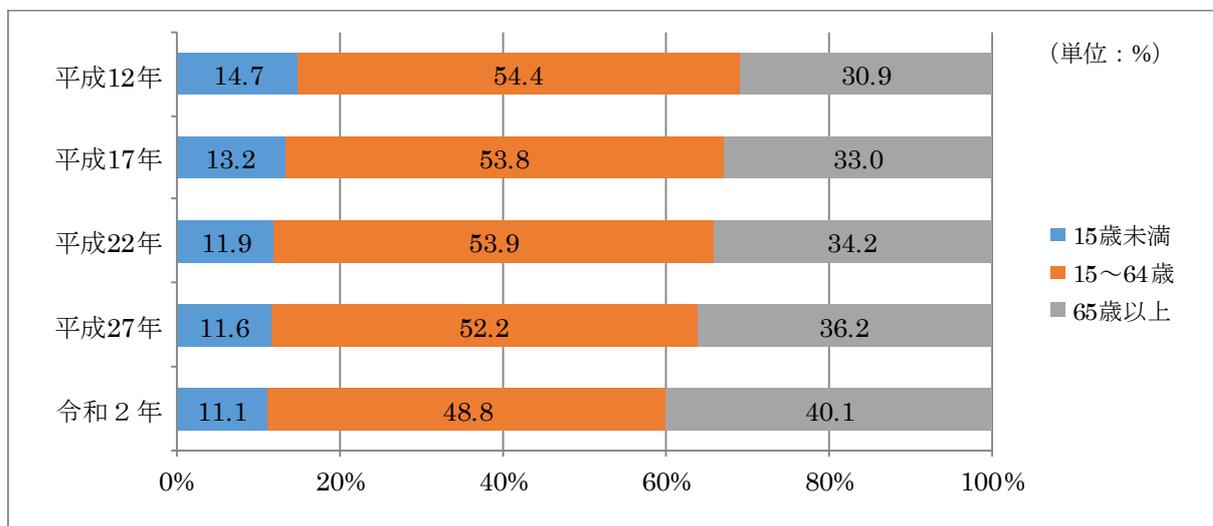
★世帯数・1世帯当たりの人数の推移（国勢調査より）



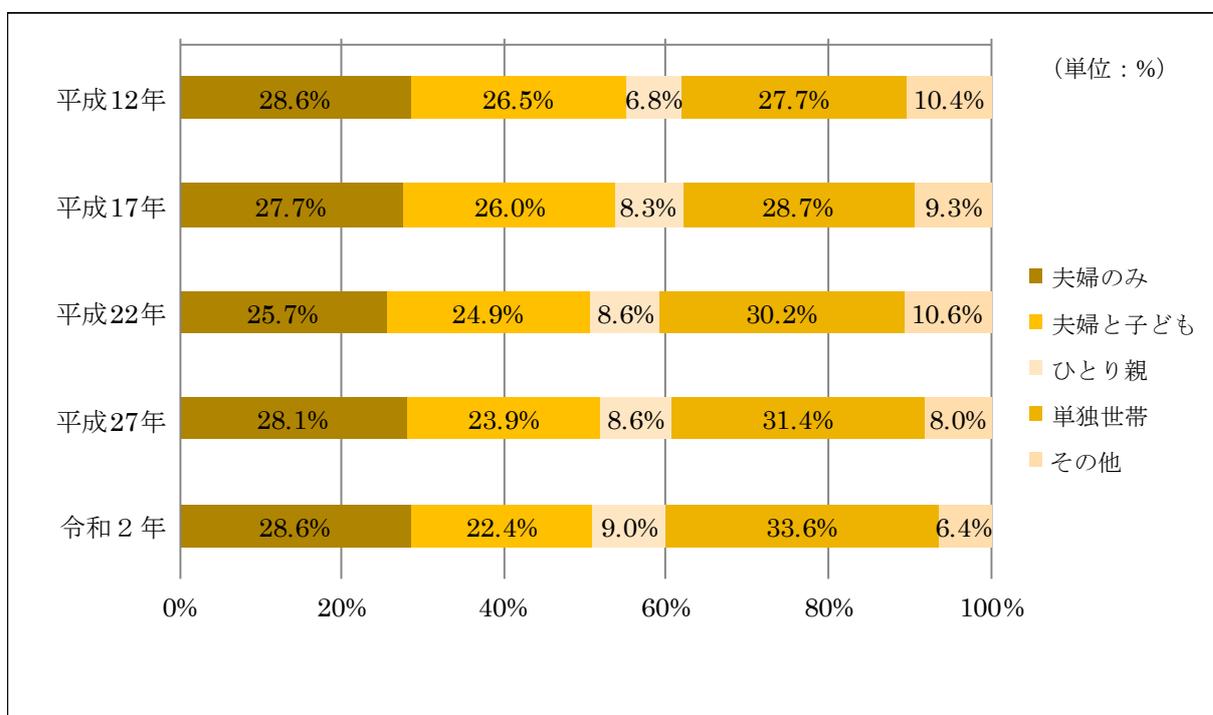
年齢3区分別人口の割合の推移をみると、「15歳未満」・「15～64歳」の割合は減少傾向にある一方で、「65歳以上」の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

世帯構成の割合の推移をみると、「夫婦と子ども」世帯の割合は減少傾向にある一方で、「単独世帯」の割合は増加傾向にあります。

★年齢（3区分）別人口の割合の推移（国勢調査より）



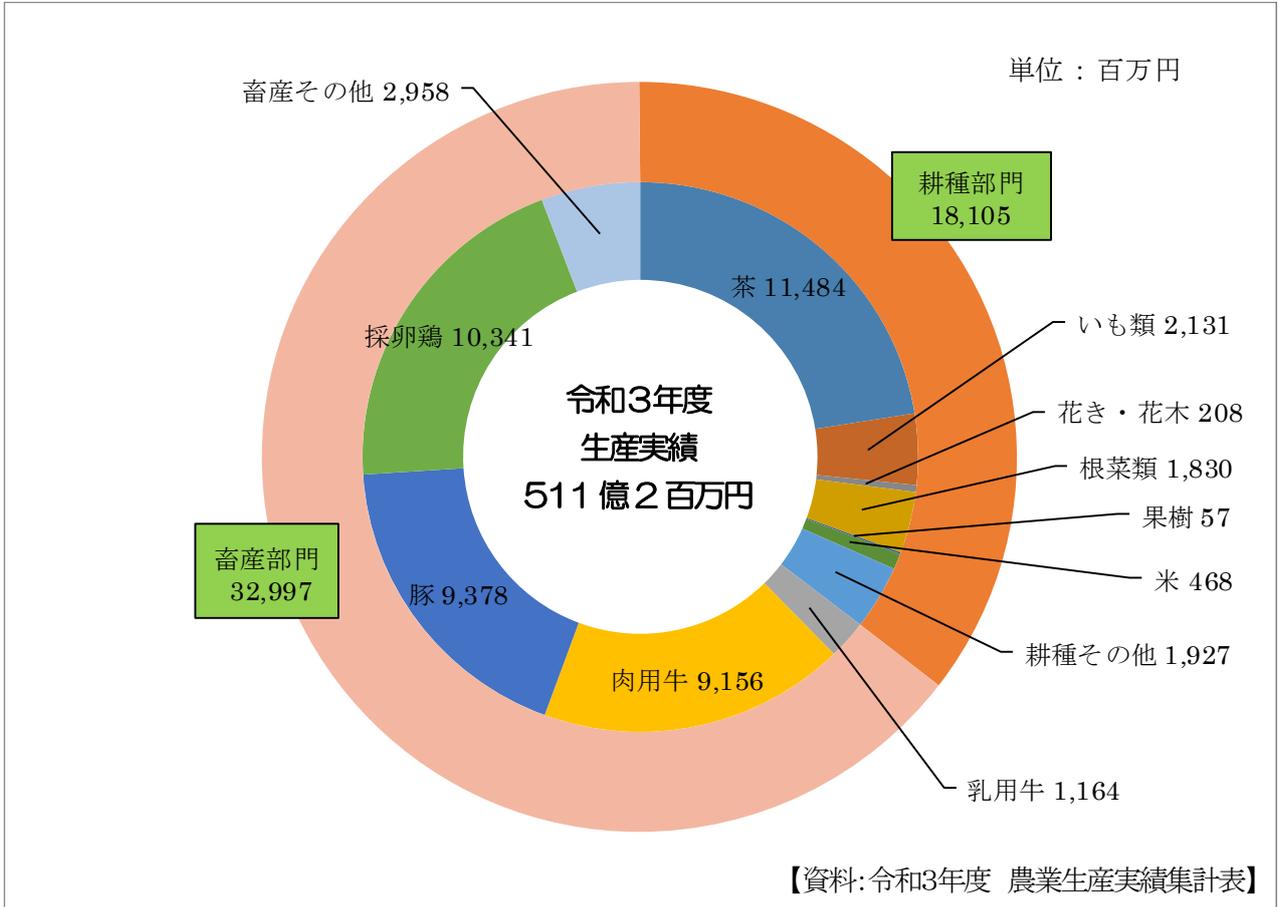
★世帯構成の割合の推移（国勢調査より）



(2) 農業生産実績

本市の農業は、広大な自然の中で市町村別日本一の生産量を誇る「知覧茶」やサツマイモをはじめ、ダイコンやニンジンなどの露地野菜や、和牛日本一の鹿児島黒牛、黒豚、鶏などの畜産物も多く生産されています。

★農業粗生産額



★本市の主な作物の生産量

(単位：t)

品目	生産量
茶	62,445
サツマイモ	32,840
ダイコン	20,741
ニンジン	5,790
水稻	2,280
キャベツ	18,489

(単位：t)

品目	生産量
豚(枝肉)	11,550
ブロイラー(枝肉)	17,158
肉用牛(枝肉)	3,433
採卵鶏(たまご)	49,923

2. 南九州市食育・地産地消アンケート結果

○ 調査の目的

本計画を策定するにあたって、市民の食に関する現状や意識・課題を把握し、目標値の設定や実態に沿った取り組みを推進するための基礎資料とする

○ 調査の時期

令和3年9月に実施（一部10月まで）

○ 調査対象等

・小中学生及び各高等学校生

調査地域 南九州市内の公立学校

調査対象者及び数 小学2年生（241人）、小学5年生（276人）、中学2年生（247人）、
高校2年生（202人）

・一般市民

調査地域 南九州市全域

調査対象者及び数 3,000人（20歳代から80歳代まで）

○ 調査方法

・小中学生及び各高等学校生

学校へ依頼

・一般市民

郵送による発送・回収

○ 回答状況

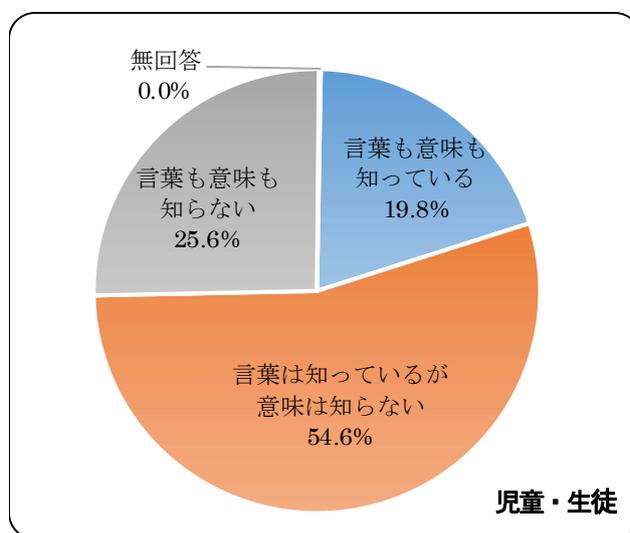
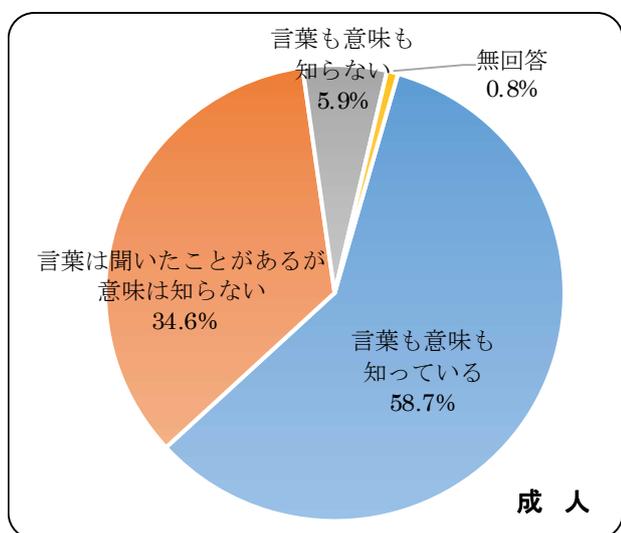
	配布数	回答者数	回答率
小学2年生	241人	235人	97.5%
小学5年生	276人	272人	98.6%
中学2年生	247人	232人	93.9%
高校2年生	202人	184人	91.1%
一般市民（成人）	3,000人	1,317人	43.9%

(1) 食育に対する認知度について

☆あなたは、『食育』という言葉を知っていますか。

『食育』という言葉を知っている（「言葉も意味も知っている」、「言葉は聞いたことがあるが意味は知らない」の合計）と答えた人の割合は、成人は93.3%（H29年：88.8%）、児童・生徒は74.4%（H29年：74.1%）となっています。平成29年より、成人は4.5ポイント、児童・生徒は0.3ポイントそれぞれ増加しています。年代別・学年別にみると、20歳代から50歳代までの割合が高く、小学2年生・小学5年生・中学2年生の割合が低くなっています。

いっぽうで、「言葉も意味も知らない」と答えた人の割合は、成人は5.9%（H29年：9.8%）、児童・生徒は25.6%（H29年：24.7%）となっています。平成29年より、成人は3.9ポイント減少しているいっぽうで、児童・生徒は0.9ポイント増加しています。年代別・学年別にみると、小学2年生の割合がもっとも高く、30歳代の割合がもっとも低くなっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
言葉も意味も知っている	42	56.8%	64	70.3%	120	71.9%	137	71.0%
言葉は聞いたことがあるが意味は知らない	30	40.5%	25	27.5%	41	24.5%	49	25.4%
言葉も意味も知らない	2	2.7%	2	2.2%	5	3.0%	6	3.1%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	1	0.5%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
言葉も意味も知っている	184	56.1%	147	49.7%	79	47.0%	773	58.7%
言葉は聞いたことがあるが意味は知らない	122	37.2%	130	43.9%	59	35.1%	456	34.6%
言葉も意味も知らない	20	6.1%	17	5.7%	26	15.5%	78	5.9%
無回答	2	0.6%	2	0.7%	4	2.4%	10	0.8%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
1,108	56.2%
642	32.6%
194	9.8%
28	1.4%
1,972	100.0%

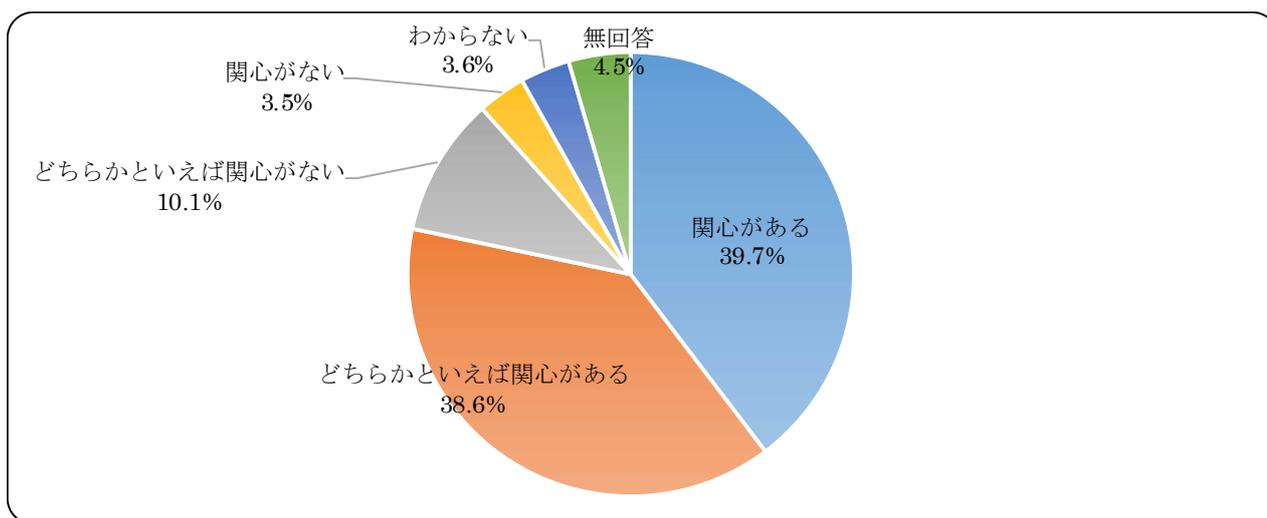
選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
言葉も意味も知っている	24	10.2%	38	14.0%	63	27.2%	58	31.5%	183	19.8%
言葉は知っているが意味は知らない	81	34.5%	167	61.4%	140	60.3%	116	63.1%	504	54.6%
言葉も意味も知らない	130	55.3%	67	24.6%	29	12.5%	10	5.4%	236	25.6%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.0%	184	100.0%	923	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
251	22.6%
573	51.5%
275	24.7%
13	1.2%
1,112	100.0%

☆あなたは、食（食事や食習慣）に関心がありますか。（成人）

食に関心がある（「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」の合計）と答えた人の割合は、成人全体で78.3%（H29年：72.5%）となっています。平成29年より5.8ポイント増加しています。年代別に見ると、20歳代の割合がもっとも高く、80歳代の割合がもっとも低くなっています。

いっぽうで、食に関心がない（「関心がない」、「どちらかといえば関心がない」の合計）と答えた人の割合は、13.6%（H29年：18.0%）となっています。平成29年より4.4ポイント減少しています。年代別に見ると、30歳代の割合がもっとも高く、80歳代の割合がもっとも低くなっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
関心がある	29	39.2%	42	46.1%	56	33.5%	85	44.0%
どちらかといえば関心がある	33	44.5%	30	33.0%	83	49.7%	76	39.4%
どちらかといえば関心がない	6	8.1%	12	13.2%	17	10.2%	19	9.8%
関心がない	3	4.1%	5	5.5%	5	3.0%	6	3.1%
わからない	2	2.7%	2	2.2%	4	2.4%	3	1.6%
無回答	1	1.4%	0	0.0%	2	1.2%	4	2.1%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

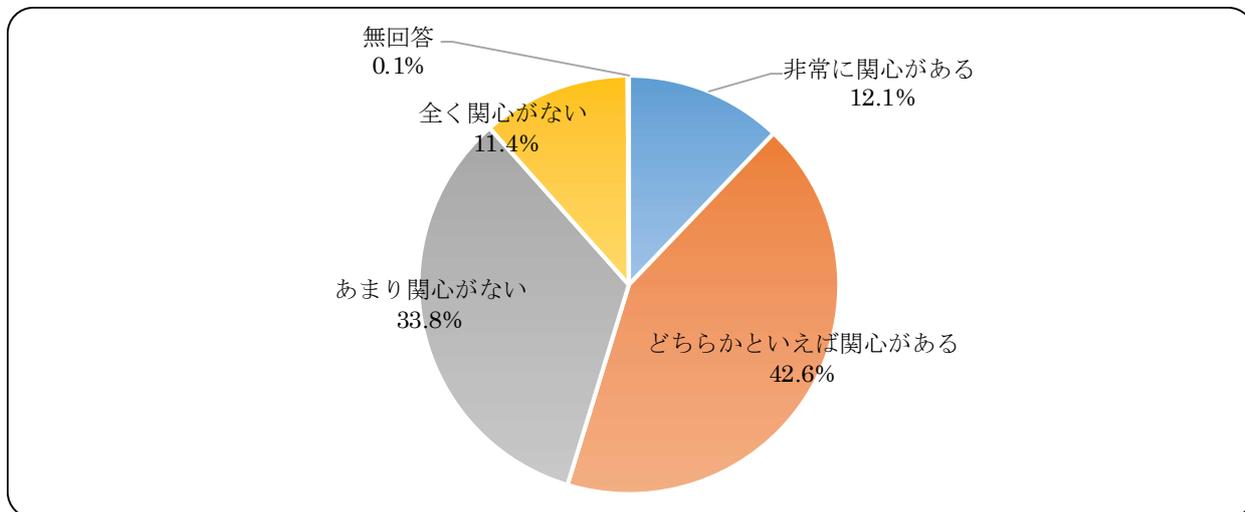
選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
関心がある	126	38.4%	118	39.9%	66	39.3%	522	39.7%
どちらかといえば関心がある	125	38.1%	111	37.5%	51	30.4%	509	38.6%
どちらかといえば関心がない	45	13.7%	21	7.1%	13	7.7%	133	10.1%
関心がない	11	3.4%	13	4.4%	3	1.8%	46	3.5%
わからない	7	2.1%	14	4.7%	16	9.5%	48	3.6%
無回答	14	4.3%	19	6.4%	19	11.3%	59	4.5%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
700	35.5%
729	37.0%
259	13.1%
96	4.9%
124	6.3%
64	3.2%
1,972	100.0%

☆あなたは、『食育』に関心がありますか。(児童・生徒)

『食育』に関心がある（「非常に関心がある」，「どちらかといえば関心がある」の合計）と答えた人の割合は，児童・生徒全体で54.7%（H29年：49.7%）となっています。平成29年より5ポイント増加しています。

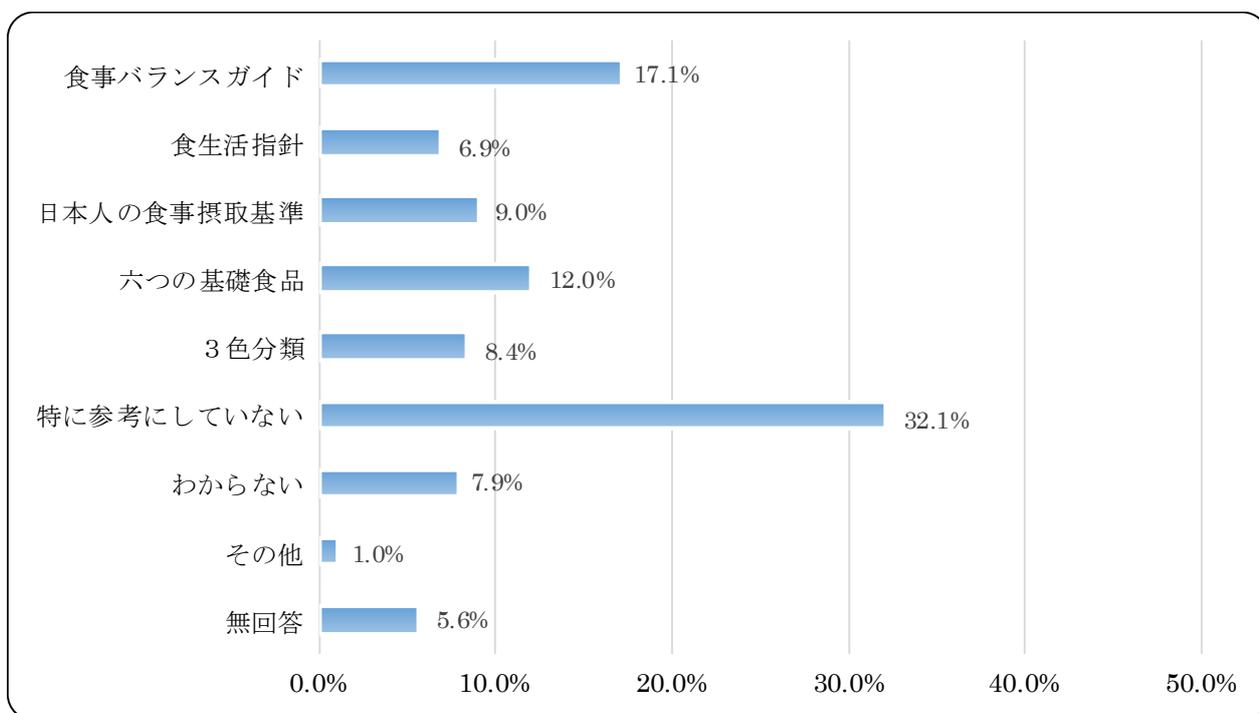
いっぽうで，関心がない（「全く関心がない」，「あまり関心がない」の合計）と答えた人の割合は，全体で45.2%（H29年：49.7%）となっています。平成29年より4.5ポイント減少しています。



選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計		参考 H29計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
非常に関心がある	60	25.5%	23	8.5%	16	6.9%	13	7.1%	112	12.1%	132	11.9%
どちらかといえば関心がある	74	31.5%	124	45.5%	104	44.8%	91	49.4%	393	42.6%	420	37.8%
あまり関心がない	60	25.5%	102	37.5%	86	37.1%	64	34.8%	312	33.8%	438	39.4%
全く関心がない	41	17.5%	23	8.5%	25	10.8%	16	8.7%	105	11.4%	115	10.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	1	0.1%	7	0.6%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.0%	184	100.0%	923	100.0%	1,112	100.0%

☆健全な食生活を実践するため、どのような指針を参考にしていますか。[3つまで選択可] (成人)

「特に参考にしていない」と答えた人の割合は、成人全体では32.1%となっており、さまざまな指針がある中でもっとも高くなっています。年代別にみると、20歳代・30歳代の割合が高く、70歳代・80歳代の割合が低くなっています。次に多いのが「食事バランスガイド」と答えた人の割合で、17.1%となっています。年代別にみると、70歳代の割合がもっとも高く、30歳代の割合がもっとも低くなっています。次いで、「六つの基礎食品」と答えた人の割合が12.0%、「日本人の食事摂取基準」と答えた人の割合が9.0%となっています。

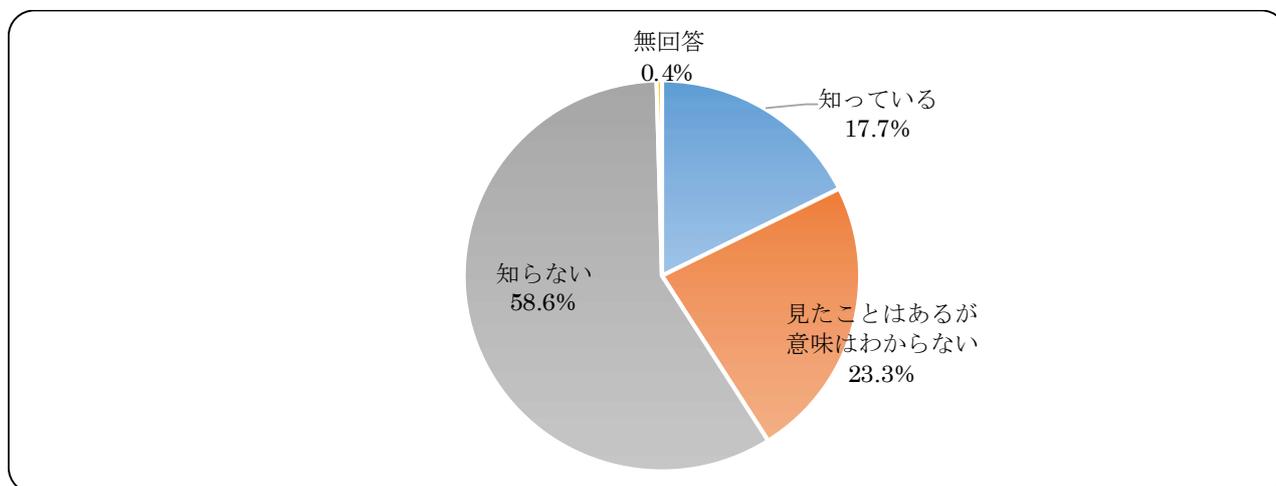


選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
食事バランスガイド	11	12.6%	9	7.9%	25	12.0%	49	18.1%
食生活指針	3	3.5%	1	0.9%	11	5.3%	18	6.6%
日本人の食事摂取基準	9	10.3%	9	7.9%	26	12.5%	24	8.9%
六つの基礎食品	6	6.9%	13	11.4%	21	10.1%	48	17.7%
3色分類	10	11.5%	13	11.4%	27	13.0%	30	11.1%
特に参考にしていない	43	49.4%	53	46.5%	75	36.1%	80	29.5%
わからない	3	3.4%	14	12.2%	18	8.6%	14	5.2%
その他	1	1.2%	1	0.9%	1	0.5%	2	0.7%
無回答	1	1.2%	1	0.9%	4	1.9%	6	2.2%
計	87	100.0%	114	100.0%	208	100.0%	271	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
食事バランスガイド	78	17.8%	100	22.3%	34	15.2%	306	17.1%
食生活指針	27	6.2%	53	11.8%	10	4.5%	123	6.9%
日本人の食事摂取基準	36	8.2%	41	9.2%	16	7.1%	161	9.0%
六つの基礎食品	45	10.3%	56	12.5%	25	11.2%	214	12.0%
3色分類	33	7.6%	25	5.6%	12	5.4%	150	8.4%
特に参考にしていない	174	39.8%	91	20.3%	59	26.3%	575	32.1%
わからない	24	5.5%	36	8.0%	33	14.7%	142	7.9%
その他	3	0.7%	5	1.1%	5	2.2%	18	1.0%
無回答	17	3.9%	41	9.2%	30	13.4%	100	5.6%
計	437	100.0%	448	100.0%	224	100.0%	1,789	100.0%

☆『食事バランスガイド』を知っていますか。(児童・生徒)

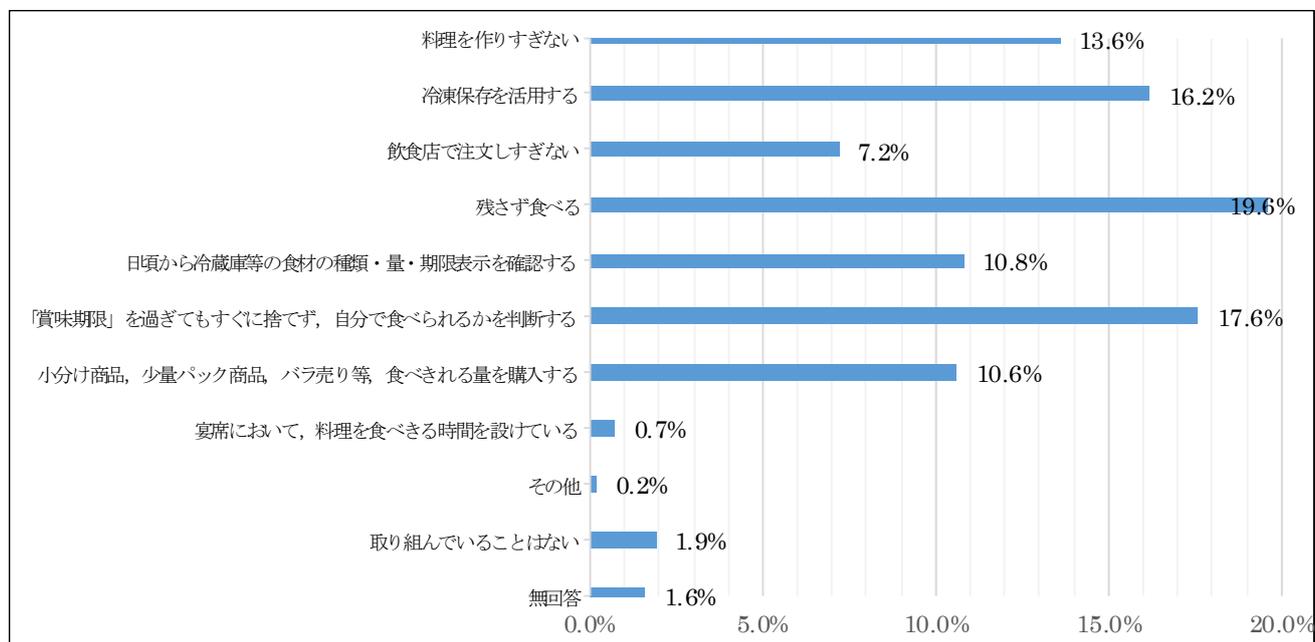
『食事バランスガイド』を「知らない」と答えた人の割合は、児童・生徒全体で58.6%ともっとも高くなっています。学年別にみると、小学2年生の割合がもっとも高く、高校2年生の割合がもっとも低くなっています。



選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
知っている	29	12.3%	32	11.8%	44	19.0%	58	31.5%	163	17.7%
見たことはあるが意味はわからない	33	14.1%	60	22.0%	62	26.7%	60	32.6%	215	23.3%
知らない	172	73.2%	179	65.8%	124	53.4%	66	35.9%	541	58.6%
無回答	1	0.4%	1	0.4%	2	0.9%	0	0.0%	4	0.4%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.0%	184	100.0%	923	100.0%

☆「食品ロス」を軽減するために取り組んでいることはありますか。[複数回答可] (成人)

「残さず食べる」と答えた人の割合は、成人全体では19.6%となっており、もっとも多くなっています。次いで、「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てず、自分で食べられるかを判断する」と答えた人の割合が17.6%、「冷凍保存を活用する」と答えた人の割合が16.2%、「料理を作りすぎない」と答えた人の割合が13.6%となっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
料理を作りすぎない	14	7.2%	24	9.5%	59	12.7%	72	12.5%
冷凍保存を活用する	32	16.3%	39	15.4%	86	18.5%	92	16.0%
飲食店で注文しすぎない	26	13.3%	26	10.3%	41	8.9%	51	8.9%
残さず食べる	51	26.0%	63	24.9%	100	21.6%	124	21.6%
日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する	12	6.1%	26	10.3%	47	10.1%	68	11.9%
「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てず、自分で食べられるかを判断する	34	17.4%	47	18.5%	86	18.5%	102	17.8%
小分け商品、少量パック商品、バラ売り等、食べきれぬ量を購入する	21	10.7%	24	9.5%	33	7.1%	57	9.9%
宴席において、料理を食べきる時間を設けている	1	0.5%	1	0.4%	3	0.7%	1	0.2%
その他	1	0.5%	1	0.4%	1	0.2%	1	0.2%
取り組んでいることはない	3	1.5%	2	0.8%	7	1.5%	3	0.5%
無回答	1	0.5%	0	0.0%	1	0.2%	3	0.5%
計	196	100.0%	253	100.0%	464	100.0%	574	100.0%

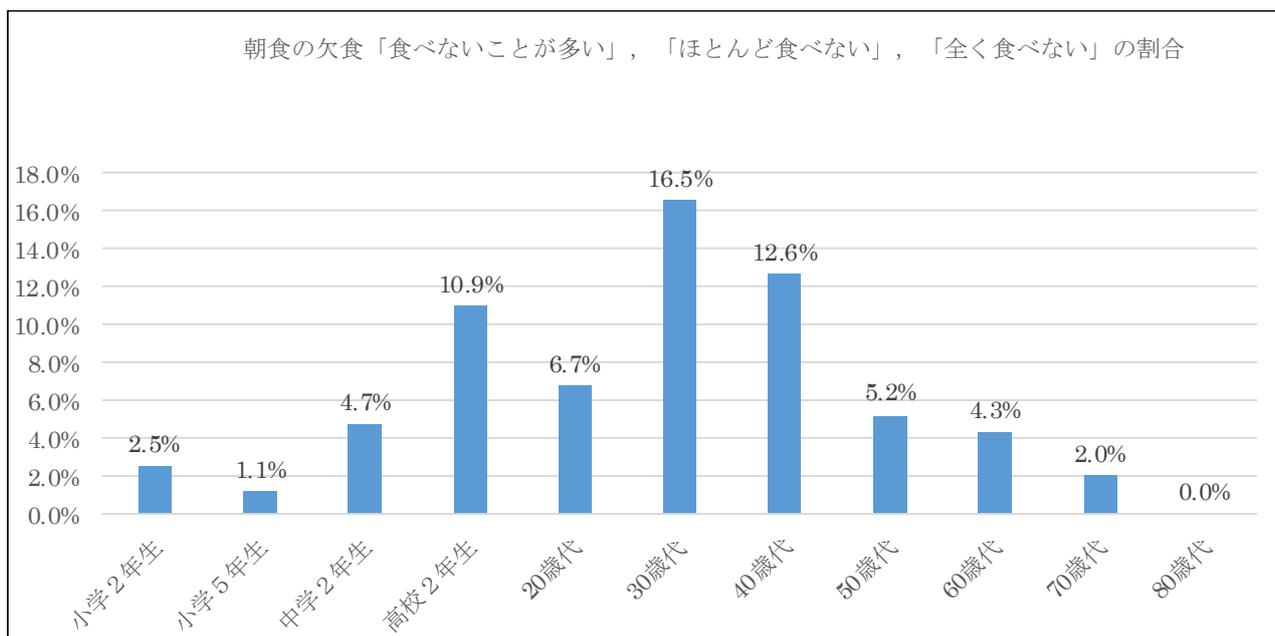
選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
料理を作りすぎない	119	13.6%	123	16.2%	66	16.6%	477	13.6%
冷凍保存を活用する	134	15.3%	117	15.4%	71	17.8%	571	16.2%
飲食店で注文しすぎない	59	6.8%	39	5.1%	12	3.0%	254	7.2%
残さず食べる	170	19.4%	127	16.8%	54	13.5%	689	19.6%
日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する	87	9.9%	92	12.1%	46	11.5%	378	10.8%
「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てず、自分で食べられるかを判断する	152	17.4%	132	17.4%	66	16.5%	619	17.6%
小分け商品、少量パック商品、バラ売り等、食べきれぬ量を購入する	106	12.1%	85	11.2%	47	11.8%	373	10.6%
宴席において、料理を食べきる時間を設けている	12	1.4%	6	0.8%	2	0.5%	26	0.7%
その他	1	0.1%	2	0.3%	1	0.3%	8	0.2%
取り組んでいることはない	23	2.6%	14	1.9%	16	4.0%	68	1.9%
無回答	12	1.4%	21	2.8%	18	4.5%	56	1.6%
計	875	100.0%	758	100.0%	399	100.0%	3,519	100.0%

(2) 食習慣について

☆朝食を毎日食べますか。

朝食を「毎日食べる」と答えた人の割合は、成人は84.6%（H29年：84.0%）、児童・生徒は82.3%（H29年：83.5%）となっています。平成29年より、成人は0.6ポイント増加しているいっぽうで、児童・生徒は1.2ポイント減少しています。

いっぽうで、朝食を「ほとんど食べない」、「食べないことが多い」、「全く食べない」と答えた人の割合は、成人は5.4%（H29年：5.9%）、児童・生徒は4.4%（H29年：3.9%）となっています。平成29年より、成人は0.5ポイント減少しているいっぽうで、児童・生徒は0.5ポイント増加しています。年代別・学年別にみると、30歳代の割合がもっとも高く、80歳代の割合がもっとも低くなっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
毎日食べる	48	64.9%	67	73.6%	128	76.6%	171	88.6%
1週間に4～5日食べる	14	18.9%	5	5.5%	9	5.4%	5	2.6%
1週間に2～3日食べる	6	8.1%	4	4.4%	8	4.8%	5	2.6%
ほとんど食べない	5	6.7%	15	16.5%	21	12.6%	10	5.2%
無回答	1	1.4%	0	0.0%	1	0.6%	2	1.0%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
毎日食べる	288	87.8%	261	88.2%	151	89.9%	1,114	84.6%
1週間に4～5日食べる	11	3.4%	9	3.0%	3	1.8%	56	4.2%
1週間に2～3日食べる	3	0.9%	4	1.4%	0	0.0%	30	2.3%
ほとんど食べない	14	4.3%	6	2.0%	0	0.0%	71	5.4%
無回答	12	3.6%	16	5.4%	14	8.3%	46	3.5%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

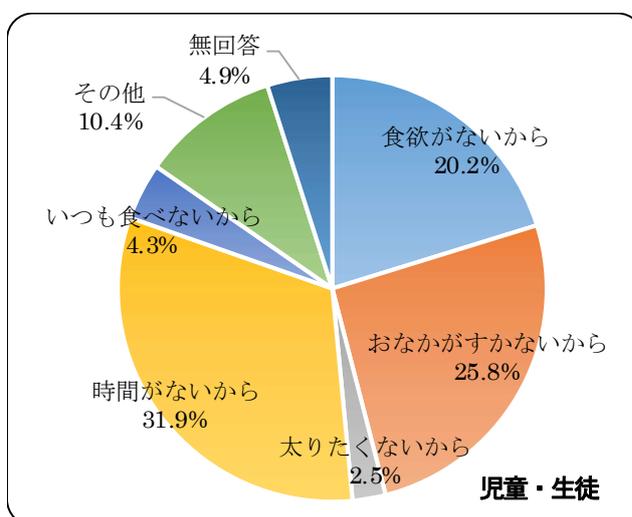
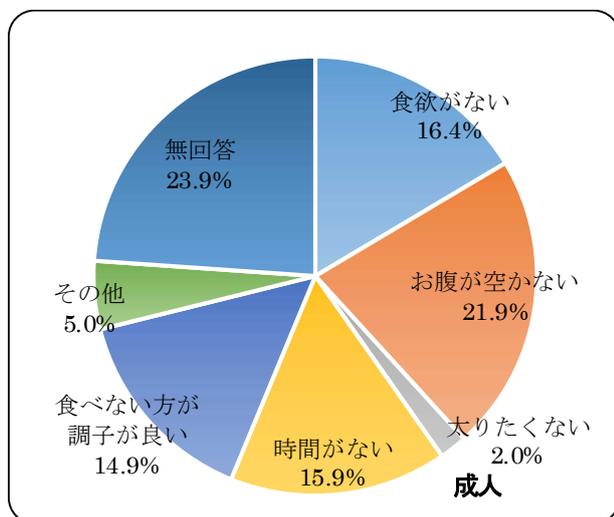
参考 H29計	
回答者数	割合
1,656	84.0%
77	3.9%
53	2.7%
116	5.9%
70	3.5%
1,972	100.0%

選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
必ず毎日食べている	210	89.4%	228	83.9%	194	83.6%	128	69.5%	760	82.3%
1週間に1～2日食べないことがある	13	5.5%	36	13.2%	24	10.4%	30	16.3%	103	11.1%
1週間に3～4日食べないことがある	6	2.6%	5	1.8%	3	1.3%	6	3.3%	20	2.2%
食べないことが多い	5	2.1%	3	1.1%	10	4.3%	13	7.1%	31	3.4%
全く食べない	1	0.4%	0	0.0%	1	0.4%	7	3.8%	9	1.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.0%	184	100.0%	923	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
928	83.5%
98	8.8%
35	3.2%
27	2.4%
17	1.5%
7	0.6%
1,112	100.0%

☆あなたが朝食を食べない理由は何ですか。

朝食を食べない理由として、成人は「お腹が空かない」と答えた人の割合が21.9%と最も高くなっています。次いで、「食欲がない」と答えた人が16.4%、「時間がない」と答えた人が15.9%となっています。児童・生徒では「時間がないから」と答えた人の割合が31.9%と最も高くなっています。次いで、「おなかがすかないから」と答えた人が25.8%、「食欲がないから」と答えた人が20.2%となっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
食欲がない	8	30.8%	2	8.3%	8	20.5%	1	4.5%
お腹が空かない	7	26.9%	5	20.9%	8	20.5%	8	36.4%
太りたくない	0	0.0%	2	8.3%	0	0.0%	1	4.5%
時間がない	8	30.8%	6	25.0%	9	23.1%	3	13.7%
食べない方が調子が良い	2	7.7%	6	25.0%	10	25.6%	5	22.7%
その他	0	0.0%	3	12.5%	3	7.7%	1	4.5%
無回答	1	3.8%	0	0.0%	1	2.6%	3	13.7%
計	26	100.0%	24	100.0%	39	100.0%	22	100.0%

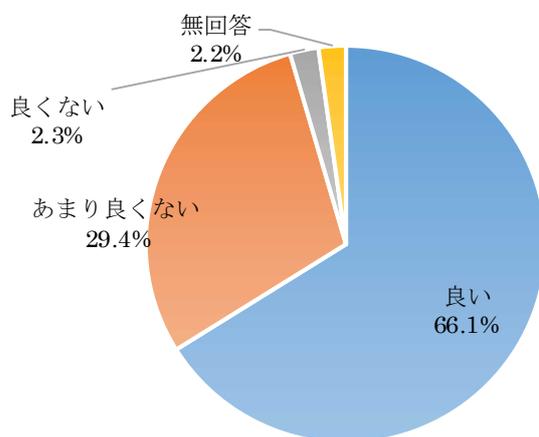
選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
食欲がない	7	18.0%	5	14.3%	2	12.5%	33	16.4%
お腹が空かない	10	25.6%	6	17.1%	0	0.0%	44	21.9%
太りたくない	0	0.0%	0	0.0%	1	6.2%	4	2.0%
時間がない	3	7.7%	3	8.6%	0	0.0%	32	15.9%
食べない方が調子が良い	5	12.8%	2	5.7%	0	0.0%	30	14.9%
その他	2	5.1%	1	2.9%	0	0.0%	10	5.0%
無回答	12	30.8%	18	51.4%	13	81.3%	48	23.9%
計	39	100.0%	35	100.0%	16	100.0%	201	100.0%

選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
食欲がないから	2	8.0%	11	25.0%	9	23.7%	11	19.6%	33	20.2%
おなかがすかないから	6	24.0%	16	36.4%	9	23.7%	11	19.6%	42	25.8%
太りたくないから	2	8.0%	1	2.3%	0	0.0%	1	1.8%	4	2.5%
時間がないから	8	32.0%	10	22.7%	14	36.8%	20	35.7%	52	31.9%
いつも食べないから	0	0.0%	0	0.0%	2	5.3%	5	9.0%	7	4.3%
その他	0	0.0%	6	13.6%	4	10.5%	7	12.5%	17	10.4%
無回答	7	28.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	8	4.9%
計	25	100.0%	44	100.0%	38	100.0%	56	100.0%	163	100.0%

☆あなたは、自分の食生活をどう思いますか。(児童・生徒)

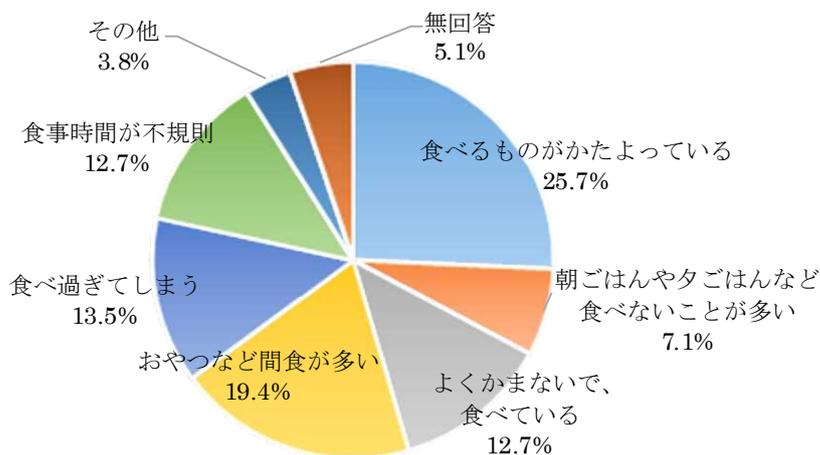
「良い」と答えた人の割合は、児童・生徒全体では66.1%となっています。

いっぽうで、良くない（「良くない」，「あまり良くない」の合計）と答えた人の割合は、31.7%となっています。その内訳として、「食べるものがかたよっている」と答えた人の割合は25.7%ともっとも高くなっています。次いで、「おやつなど間食が多い」と答えた人が19.4%，「食べ過ぎてしまう」と答えた人が13.5%となっています。



選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
良い	185	79%	174	64.0%	150	64.7%	101	54.9%	610	66.1%
あまり良くない	40	17%	83	30.5%	73	31.5%	75	40.8%	271	29.4%
良くない	8	3%	4	1.5%	4	1.7%	6	3.2%	22	2.3%
無回答	2	1%	11	4.0%	5	2.1%	2	1.1%	20	2.2%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.0%	184	100.0%	923	100.0%

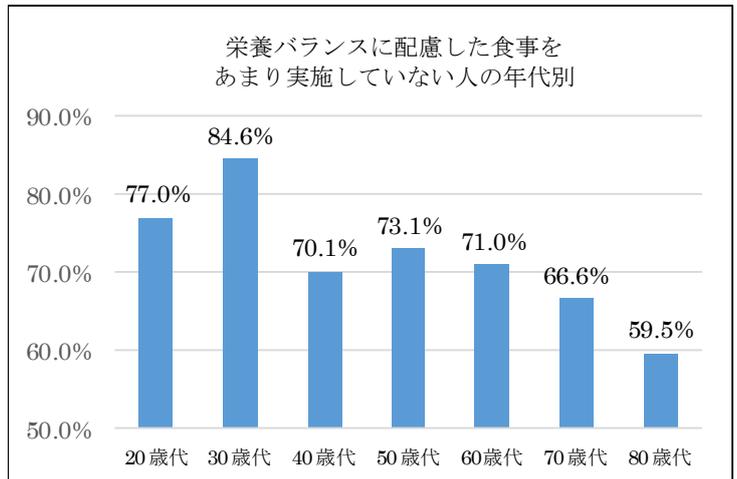
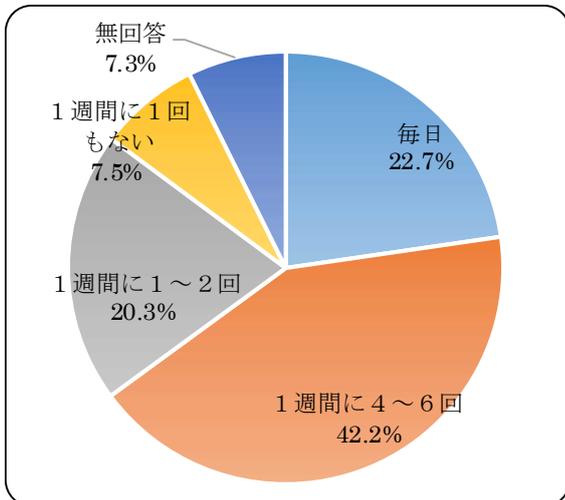
☆「あまり良くない」「良くない」と答えた人の内訳(児童・生徒)



選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
食べるものがかたよっている	13	17.6%	31	21.6%	43	31.1%	40	28.6%	127	25.7%
朝ごはんや夕ごはんなど食べないことが多い	8	10.8%	5	3.5%	8	5.8%	14	10.0%	35	7.1%
よくかまないで、食べている	12	16.2%	17	11.9%	19	13.8%	15	10.7%	63	12.7%
おやつなど間食が多い	9	12.2%	24	16.8%	30	21.7%	33	23.6%	96	19.4%
食べ過ぎてしまう	15	20.3%	22	15.4%	15	10.9%	15	10.7%	67	13.5%
食事時間が不規則	8	10.8%	22	15.4%	15	10.9%	18	12.9%	63	12.7%
その他	3	4.0%	10	7.0%	3	2.2%	3	2.1%	19	3.8%
無回答	6	8.1%	12	8.4%	5	3.6%	2	1.4%	25	5.1%
計	74	100.0%	143	100.0%	138	100.0%	140	100.0%	495	100.0%

☆主食・主菜・副菜を基本に、栄養バランスに配慮した食事を1日2回以上実施していますか。(成人)

あまり実施していない（「1週間に4～6回」、「1週間に1～2回」、「1週間に1回もない」の合計）と答えた人の割合は、70.0%となっています。その中でも、「1週間に4～6回」と答えた人の割合は、成人全体で42.2%ともっとも高くなっています。年代別にみると、30歳代の割合が84.6%でもっとも高く、80歳代の割合が59.5%ともっとも低くなっています。

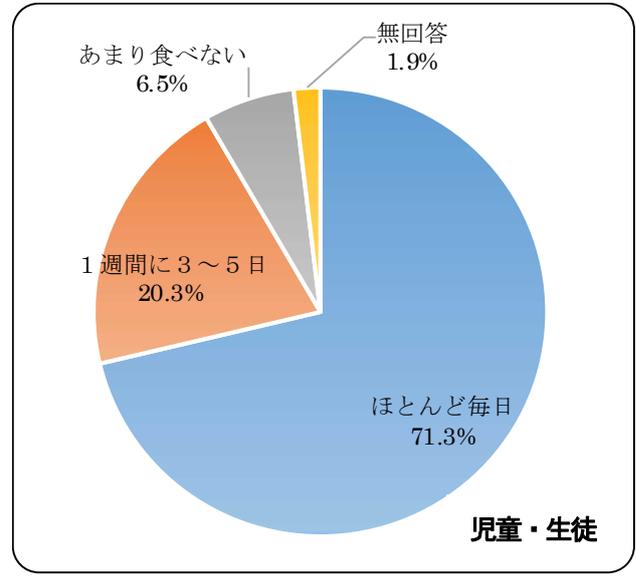
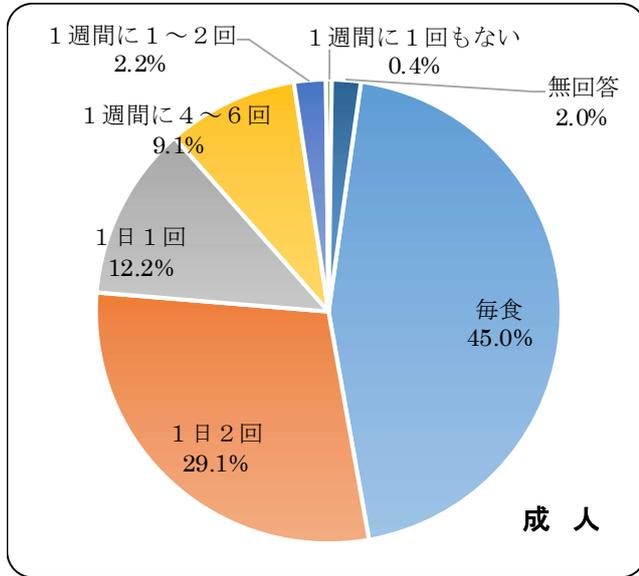


選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
毎日	17	23.0%	13	14.3%	44	26.3%	49	25.4%
1週間に4～6回	33	44.6%	42	46.1%	63	37.7%	93	48.2%
1週間に1～2回	13	17.6%	24	26.4%	41	24.6%	39	20.2%
1週間に1回もない	11	14.8%	11	12.1%	13	7.8%	9	4.7%
無回答	0	0.0%	1	1.1%	6	3.6%	3	1.5%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
毎日	73	22.3%	63	21.3%	40	23.8%	299	22.7%
1週間に4～6回	143	43.6%	124	41.9%	58	34.5%	556	42.2%
1週間に1～2回	67	20.4%	54	18.2%	30	17.9%	268	20.3%
1週間に1回もない	23	7.0%	19	6.4%	12	7.1%	98	7.5%
無回答	22	6.7%	36	12.2%	28	16.7%	96	7.3%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

☆あなたは、ふだん野菜をどれくらい食べていますか。

「毎食」または「ほとんど毎日」と答えた人の割合は、成人は45.0%（H29年：44.3%）、児童・生徒は71.3%（H29年：67.8%）となっています。平成29年より、成人は0.7ポイント、児童・生徒は3.5ポイントそれぞれ増加しています。成人を年代別で見ると、80歳代の割合がもっとも高く、30歳代の割合がもっとも低くなっています。児童・生徒を学年別で見ると、中学2年生の割合がもっとも高く、小学5年生の割合がもっとも低くなっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
毎食	22	29.7%	26	28.6%	63	37.7%	80	41.5%
1日2回	26	35.1%	36	39.5%	49	29.3%	57	29.5%
1日1回	10	13.5%	18	19.8%	38	22.8%	31	16.1%
1週間に4～6回	7	9.5%	8	8.8%	14	8.4%	18	9.3%
1週間に1～2回	6	8.1%	3	3.3%	2	1.2%	6	3.1%
1週間に1回もない	2	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	1.4%	0	0.0%	1	0.6%	1	0.5%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
毎食	142	43.3%	161	54.4%	99	58.9%	593	45.0%
1日2回	110	33.5%	72	24.3%	33	19.6%	383	29.1%
1日1回	29	8.9%	26	8.8%	9	5.4%	161	12.2%
1週間に4～6回	35	10.7%	22	7.4%	16	9.5%	120	9.1%
1週間に1～2回	6	1.8%	5	1.7%	1	0.6%	29	2.2%
1週間に1回もない	2	0.6%	1	0.3%	0	0.0%	5	0.4%
無回答	4	1.2%	9	3.1%	10	6.0%	26	2.0%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
874	44.3%
544	27.6%
286	14.5%
156	7.9%
62	3.2%
4	0.2%
46	2.3%
1,972	100.0%

選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
ほとんど毎日	168	71.5%	172	63.3%	180	77.6%	138	75.0%	658	71.3%
1週間に3～5日	32	13.6%	77	28.3%	41	17.7%	37	20.1%	187	20.3%
あまり食べない	20	8.5%	21	7.7%	10	4.3%	9	4.9%	60	6.5%
無回答	15	6.4%	2	0.7%	1	0.4%	0	0.0%	18	1.9%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.0%	184	100.0%	923	100.0%

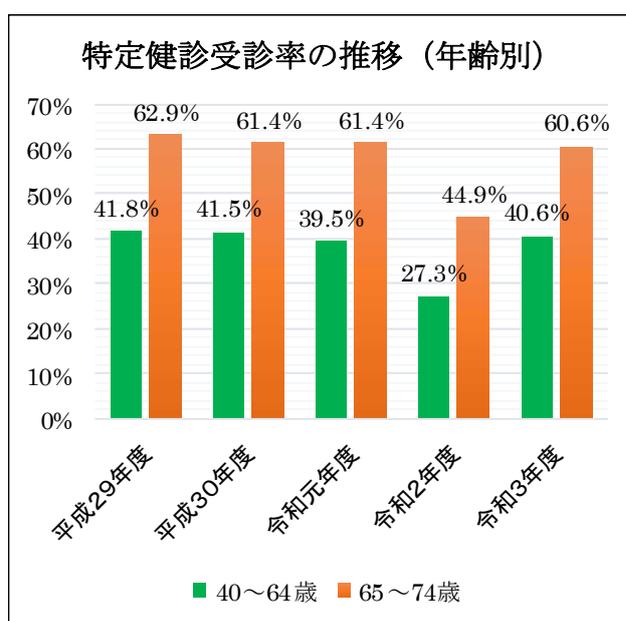
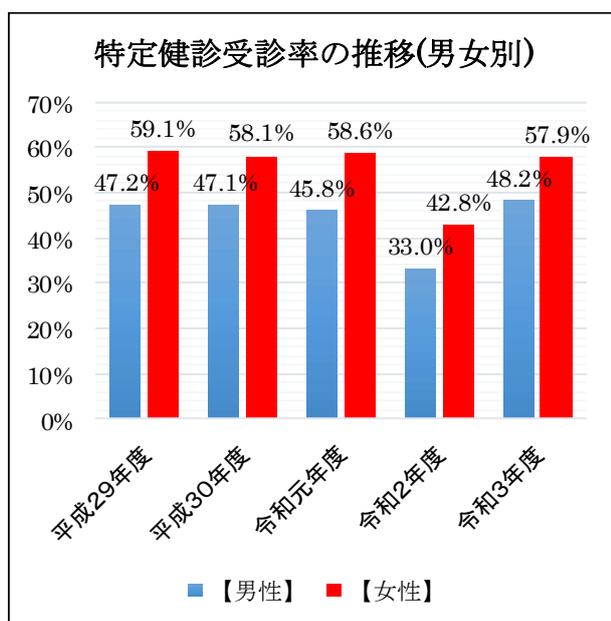
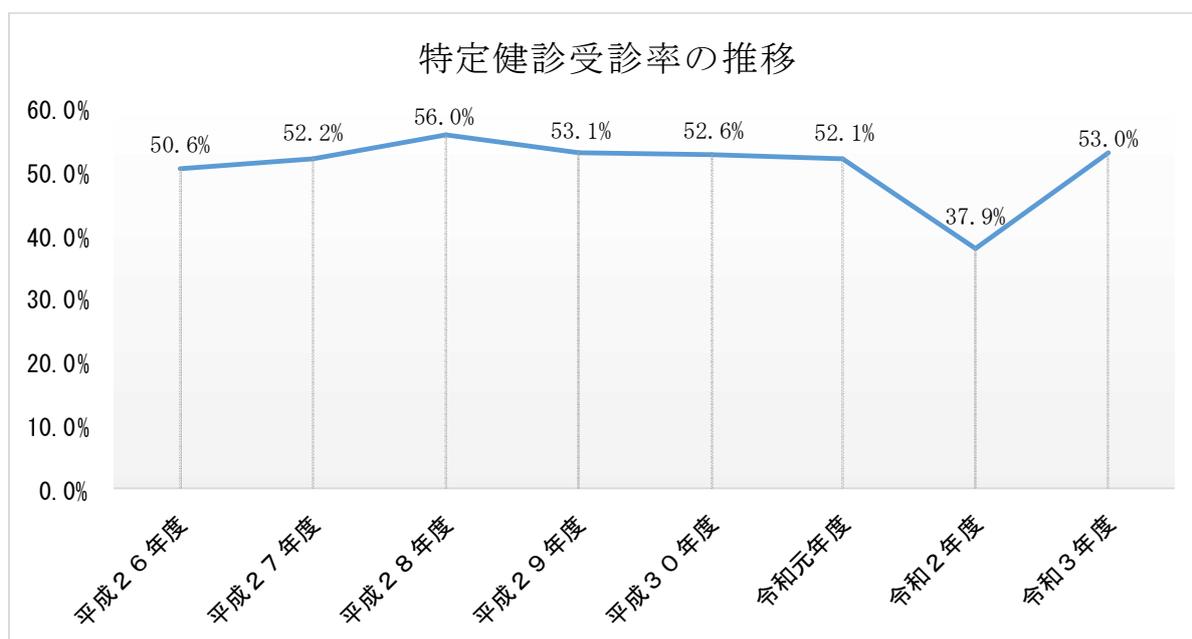
参考 H29計	
回答者数	割合
754	67.8%
259	23.3%
81	7.3%
18	1.6%
1,112	100.0%

(3) 健康について

☆特定健診受診率の推移

過去8年間の特定健診受診率の推移をみると、平成26年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、例年とは異なり個別健診のみの実施だったことや、受診控え等が要因と考えられ、大幅に減少しています。令和3年度は集団健診が再開されたことや、新たな取り組みとして市民の方々にはがきで受診を促す受診勧奨を行ったこと等が要因と考えられ、以前の受診率まで回復しています。

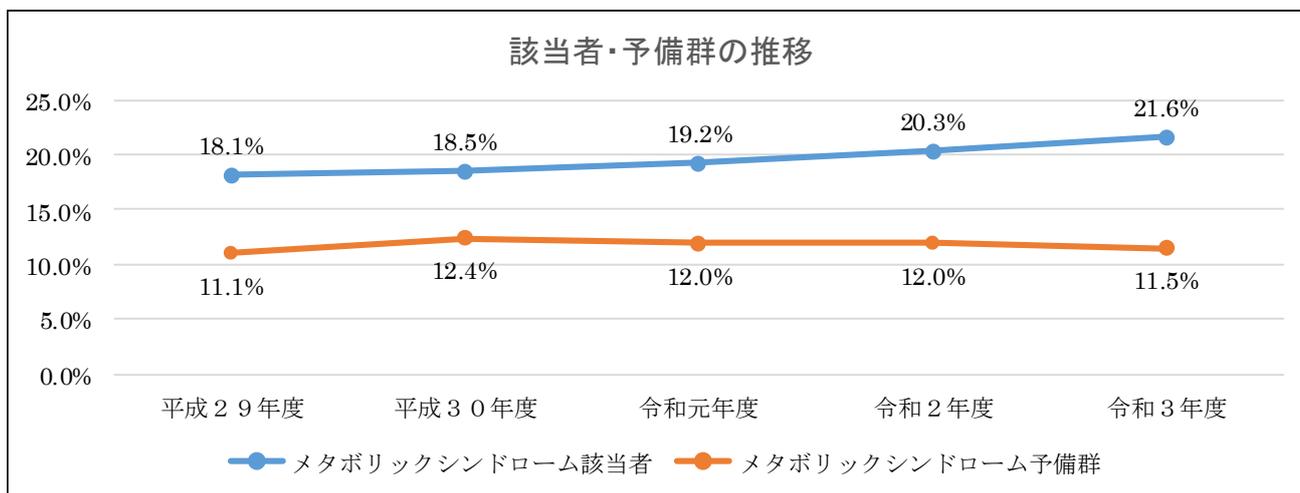
また、男女別にみると、どの年度も男性より女性の方が受診率が高くなっています。年齢別にみると、どの年度も40～64歳より65～74歳の方が受診率が高くなっています。



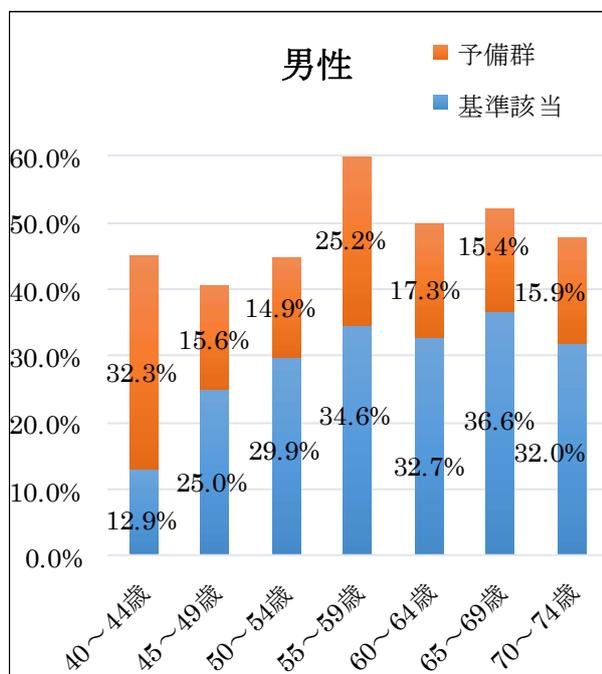
【資料：特定健診・特定保健指導実施結果総括表】

☆メタボリックシンドローム判定状況

過去5年間のメタボリックシンドローム該当者・予備群の推移をみると、メタボリックシンドローム該当者の割合はやや右肩上がりです。メタボリックシンドローム予備群の割合は、平成29年度から平成30年度までは増加傾向にありましたが、それ以降は緩やかな減少傾向にあります。令和3年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を男女別でみると、明らかに男性の占める割合が高くなっています。また、男女別で見たものをそれぞれ年代別でみると、男性では55～59歳、女性では65～69歳の占める割合が高くなっています。



○令和3年度メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合

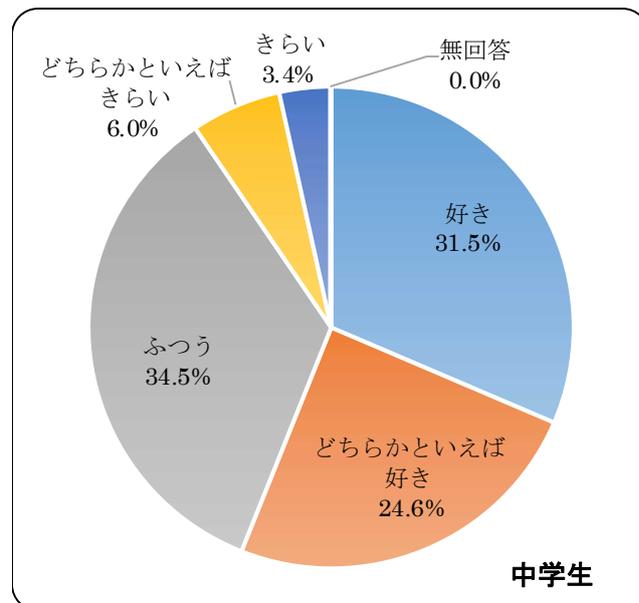
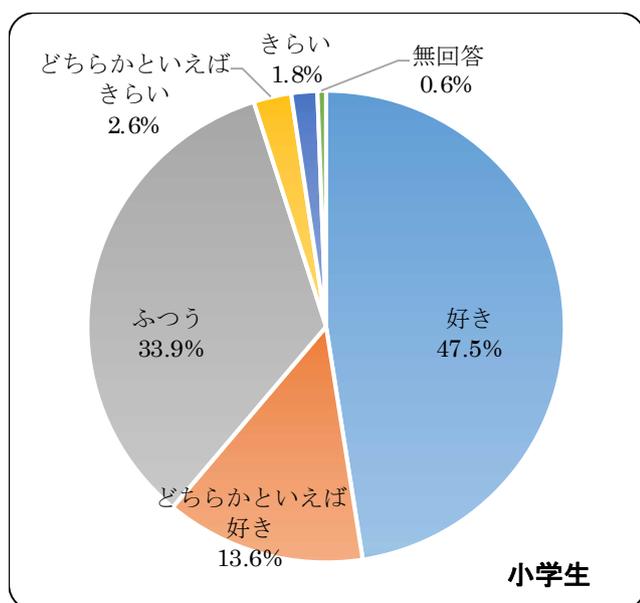


(4) 学校給食について

☆あなたは学校給食が好きですか。

学校給食が「好き」と答えた人の割合は、小学生は47.5%、中学生は31.5%となっています。その理由として、小学生・中学生ともに「おいしい給食が食べられるから」と答えた人がもっとも多くなっています。

いっぽうで、学校給食を残す理由として、小学生・中学生ともに「量が多すぎるから」と答えた人がもっとも多くなっています。



選択項目	小学2年生		小学5年生		小学生計		中学2年生	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
好き	134	57.0%	107	39.3%	241	47.5%	73	31.5%
どちらかといえば好き	24	10.2%	45	16.5%	69	13.6%	57	24.6%
ふつう	69	29.3%	103	37.9%	172	33.9%	80	34.5%
どちらかといえば嫌い	4	1.7%	9	3.3%	13	2.6%	14	6.0%
嫌い	2	0.9%	7	2.6%	9	1.8%	8	3.4%
無回答	2	0.9%	1	0.4%	3	0.6%	0	0.0%
計	235	100.0%	272	100.0%	507	100.0%	232	100.0%

給食が好きな理由

	小学生	中学生
第1位	おいしい給食が食べられるから	おいしい給食が食べられるから
第2位	みんなといっしょに食べられるから	栄養のバランスがとれた食事が食べられるから
第3位	栄養のバランスがとれた食事が食べられるから	家で食べられない料理が食べられるから

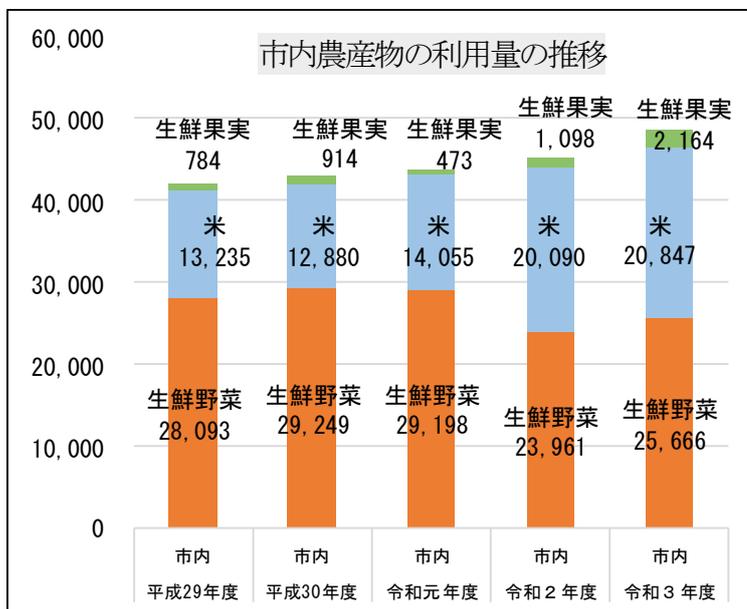
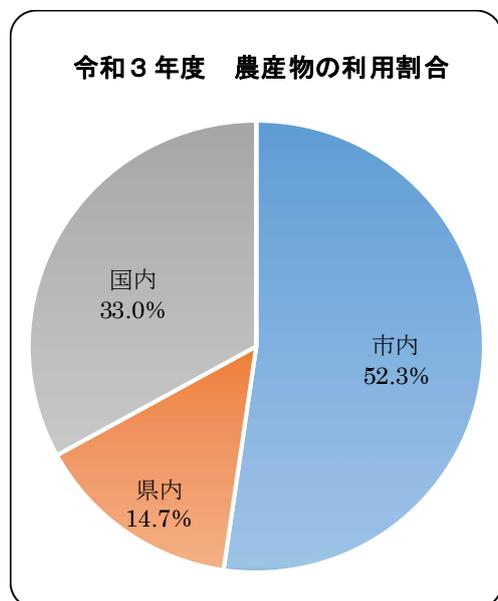
給食を残す理由

	小学生	中学生
第1位	量が多すぎるから	量が多すぎるから
第2位	時間が足りないから	きれいなものがあるから
第3位	きれいなものがあるから	時間が足りないから

☆学校給食における市内農産物を利用する割合

令和3年度の学校給食における農産物の利用割合は、「市内」が52.3%と約半数を占めています。

過去5年間の市内農産物の利用量の推移をみると、平成29年度から令和3年度まで右肩上がりでも推移しています。その中でも、「米」の利用量は平成30年度から令和3年度まで毎年増加しています。



(単位: kg)

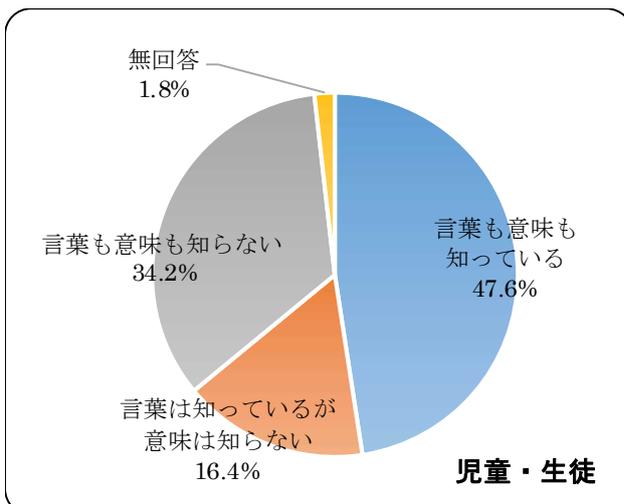
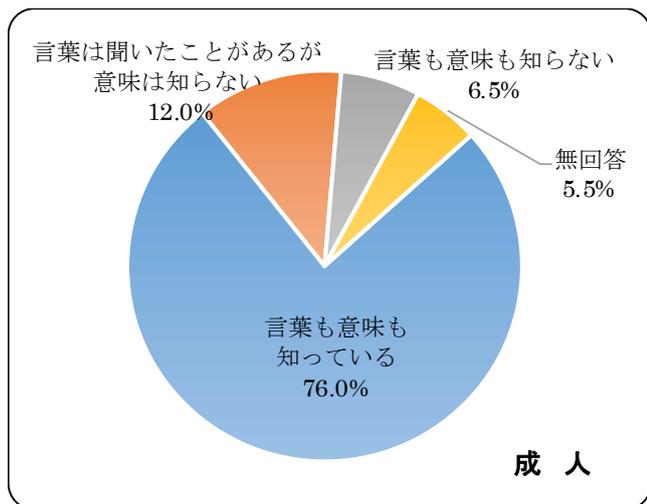
項目		生鮮野菜	米	生鮮果実	計	割合
平成29年度	市内	28,093	13,235	784	42,112	42.3%
	県内	11,414	16,956	172	28,542	28.6%
	国内	28,413	0	548	28,961	29.1%
	外国	0	0	0	0	0.0%
	計	67,920	30,191	1,504	99,615	100.0%
平成30年度	市内	29,249	12,880	914	43,043	44.4%
	県内	10,133	15,980	315	26,428	27.3%
	国内	27,069	0	227	27,296	28.2%
	外国	97	0	0	97	0.1%
	計	66,548	28,860	1,456	96,864	100.0%
令和元年度	市内	29,198	14,055	473	43,726	50.9%
	県内	6,644	11,890	136	18,670	21.7%
	国内	23,383	0	111	23,494	27.4%
	外国	0	0	0	0	0.0%
	計	59,225	25,945	720	85,890	100.0%
令和2年度	市内	23,961	20,090	1,098	45,149	50.1%
	県内	8,350	9,272	0	17,622	19.5%
	国内	27,412	0	49	27,461	30.4%
	外国	0	0	0	0	0.0%
	計	59,723	29,362	1,147	90,232	100.0%
令和3年度	市内	25,666	20,847	2,164	48,677	52.3%
	県内	9,000	4,692	0	13,692	14.7%
	国内	30,552	0	90	30,642	33.0%
	外国	0	0	0	0	0.0%
	計	65,218	25,539	2,254	93,011	100.0%

(5) 地産地消について

☆あなたは、『地産地消』という言葉や意味を知っていますか。

「言葉も意味も知っている」と答えた人の割合は、成人は76.0% (H29年:73.0%)、児童・生徒は47.6% (H29年:40.5%) となっています。平成29年より、成人は3ポイント、児童・生徒は7.1ポイントそれぞれ増加しています。

いっぽうで、児童・生徒の「言葉も意味も知らない」と答えた人の割合は34.2%と、占める割合がやや高くなっています。学年別にみると、小学2年生の割合がもっとも高く、高校2年生の割合がもっとも低くなっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
言葉も意味も知っている	60	81.1%	73	80.2%	143	85.6%	171	88.6%
言葉は聞いたことがあるが意味は知らない	8	10.8%	13	14.3%	14	8.4%	13	6.8%
言葉も意味も知らない	6	8.1%	5	5.5%	7	4.2%	7	3.6%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	3	1.8%	2	1.0%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
言葉も意味も知っている	270	82.3%	201	67.9%	83	49.4%	1,001	76.0%
言葉は聞いたことがあるが意味は知らない	25	7.6%	51	17.2%	34	20.2%	158	12.0%
言葉も意味も知らない	22	6.7%	17	5.8%	22	13.1%	86	6.5%
無回答	11	3.4%	27	9.1%	29	17.3%	72	5.5%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
1,439	73.0%
270	13.7%
175	8.9%
88	4.4%
1,972	100.0%

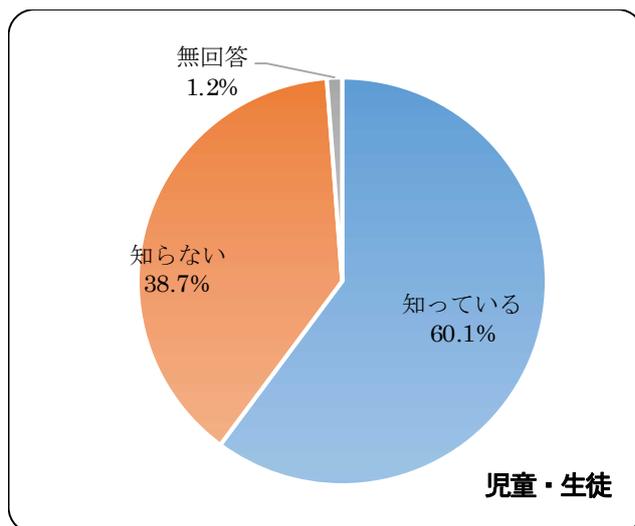
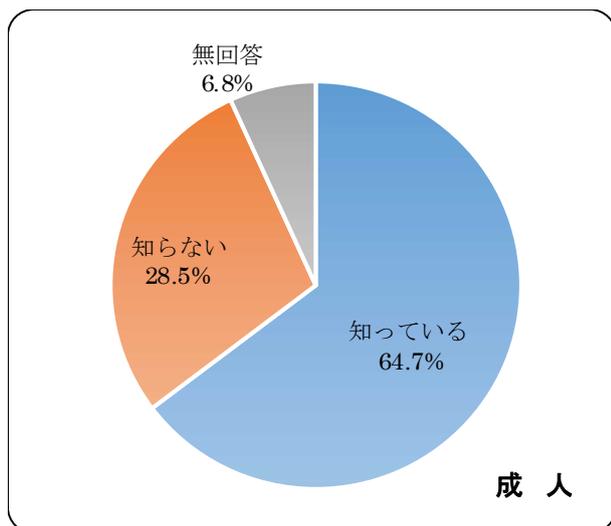
選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
言葉も意味も知っている	13	5.5%	98	36.0%	174	75.0%	154	83.7%	439	47.6%
言葉は知っているが意味は知らない	31	13.2%	64	23.5%	34	14.7%	22	11.9%	151	16.4%
言葉も意味も知らない	187	79.6%	103	37.9%	20	8.6%	6	3.3%	316	34.2%
無回答	4	1.7%	7	2.6%	4	1.7%	2	1.1%	17	1.8%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.0%	184	100.0%	923	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
450	40.5%
170	15.3%
477	42.9%
15	1.3%
1,112	100.0%

☆あなたは、南九州市の有名な農産物や食品（地場産物）を知っていますか。

「知っている」と答えた人の割合は、成人は64.7%（H29年：57.9%），児童・生徒は60.1%（H29年：59.8%）となっています。平成29年より，成人は6.8ポイント，児童・生徒は0.3ポイントそれぞれ増加しています。

いっぽうで，「知らない」と答えた人の割合は，成人は28.5%（H29：34.1%），児童・生徒は38.7%（H29年：37.1%）となっています。平成29年より，成人は5.6ポイント減少しているいっぽうで，児童・生徒は1.6ポイント増加しています。児童・生徒を学年別にみると，小学2年生の割合がもっとも高くなっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
知っている	43	58.1%	57	62.6%	116	69.5%	144	74.6%
知らない	30	40.5%	33	36.3%	46	27.5%	43	22.3%
無回答	1	1.4%	1	1.1%	5	3.0%	6	3.1%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
知っている	230	70.1%	181	61.2%	81	48.2%	852	64.7%
知らない	84	25.6%	83	28.0%	56	33.3%	375	28.5%
無回答	14	4.3%	32	10.8%	31	18.5%	90	6.8%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
1,141	57.9%
672	34.1%
159	8.0%
1,972	100.0%

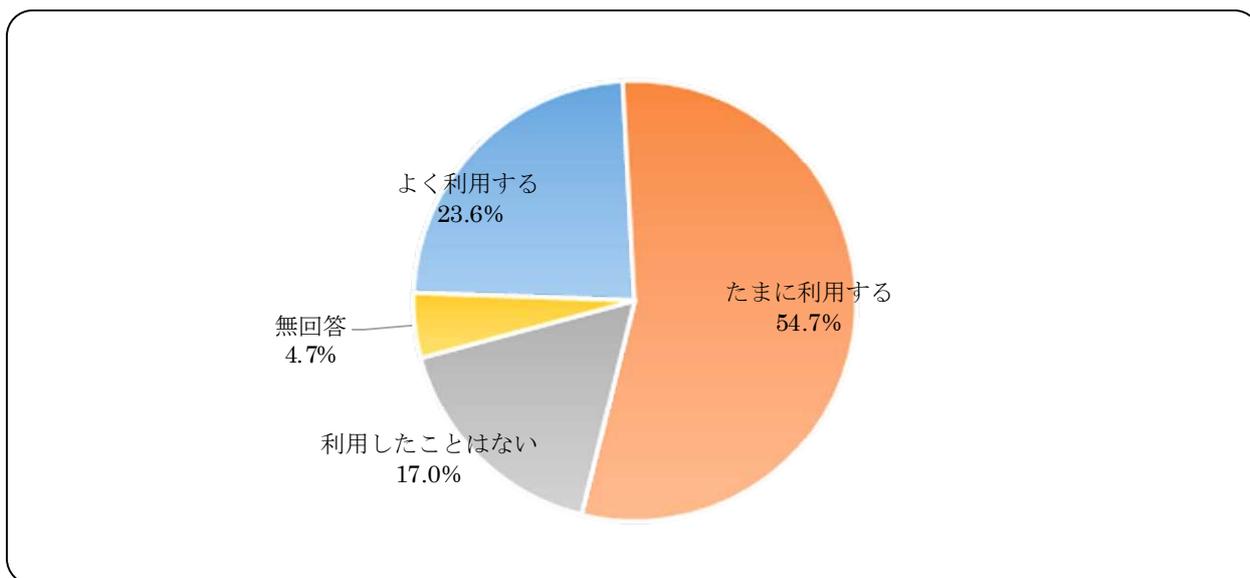
選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
知っている	106	45.1%	188	69.1%	156	67.2%	105	57.1%	555	60.1%
知らない	128	54.5%	81	29.8%	71	30.6%	77	41.8%	357	38.7%
無回答	1	0.4%	3	1.1%	5	2.2%	2	1.1%	11	1.2%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.0%	184	100.0%	923	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
665	59.8%
413	37.1%
34	3.1%
1,112	100.0%

☆あなたは市内の農産物直売所を利用したことがありますか。

市内の農産物直売所を利用したことがある（「よく利用する」、「たまに利用する」の合計）と答えた人の割合は、成人全体では78.3%（H29年：72.3%）となっています。平成29年より6ポイント増加しています。利用する理由として、「新鮮だから」と答えた人がもっとも多くなっています。次いで、「価格が安い」、「安心・安全に購入ができる」となっています。

いっぽうで、「利用したことがない」と答えた人の理由として、「他の店で間に合っているから」と答えた人がもっとも多くなっています。次いで「場所を知らない」、「遠いから」となっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
よく利用する	9	12.2%	23	25.3%	35	21.0%	47	24.4%
たまに利用する	39	52.7%	49	53.8%	102	61.1%	116	60.1%
利用したことはない	26	35.1%	19	20.9%	29	17.3%	28	14.5%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	2	1.0%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
よく利用する	86	26.2%	80	27.0%	31	18.4%	311	23.6%
たまに利用する	180	54.9%	149	50.3%	85	50.6%	720	54.7%
利用したことはない	54	16.5%	43	14.5%	25	14.9%	224	17.0%
無回答	8	2.4%	24	8.1%	27	16.1%	62	4.7%
計	328	100.0%	296	99.9%	168	100.0%	1,317	100.0%

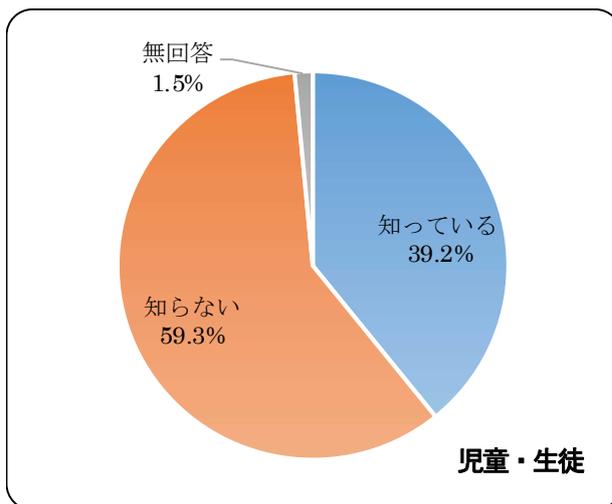
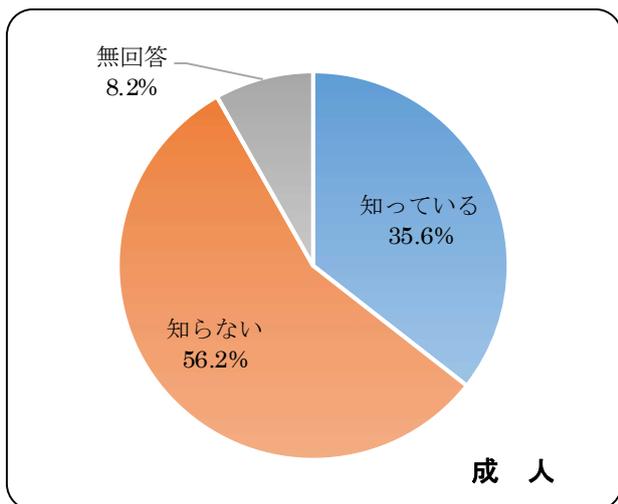
参考 H29計	
回答者数	割合
258	13.1%
1168	59.2%
463	23.5%
83	4.2%
1,972	100.0%

	農産物直売所を利用する理由	農産物直売所を利用しない理由
第1位	新鮮だから	他の店で間に合っているから
第2位	価格が安い	場所を知らない
第3位	安心・安全に購入ができる	遠いから

(6) 郷土料理について

☆あなたは南九州市の郷土料理（その地域特有の料理）を知っていますか。

「知らない」と答えた人の割合は、成人は56.2%（H29年：52.2%）、児童・生徒は59.3%（H29年：37.1%）と、それぞれ占める割合がもっとも高くなっています。平成29年より、成人は4ポイント、児童・生徒は22.2ポイントそれぞれ増加しています。年代別・学年別でみると、小学2年生・20歳代・30歳代の割合が高くなっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
知っている	20	27.0%	24	26.4%	61	36.5%	88	45.6%
知らない	53	71.6%	65	71.4%	99	59.3%	101	52.3%
無回答	1	1.4%	2	2.2%	7	4.2%	4	2.1%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
知っている	115	35.1%	106	35.8%	55	32.8%	469	35.6%
知らない	191	58.2%	154	52.0%	77	45.8%	740	56.2%
無回答	22	6.7%	36	12.2%	36	21.4%	108	8.2%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
787	39.9%
1,029	52.2%
156	7.9%
1,972	100.0%

選択項目	小学2年生		小学5年生		中学2年生		高校2年生		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
知っている	51	21.7%	90	33.1%	118	50.9%	103	56.0%	362	39.2%
知らない	183	77.9%	176	64.7%	109	47.0%	79	42.9%	547	59.3%
無回答	1	0.4%	6	2.2%	5	2.2%	2	1.1%	14	1.5%
計	235	100.0%	272	100.0%	232	100.1%	184	100.0%	923	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
665	59.8%
413	37.1%
34	3.1%
1,112	100.0%

・「知っている」と答えた人が挙げた郷土料理（その地域特有の料理）

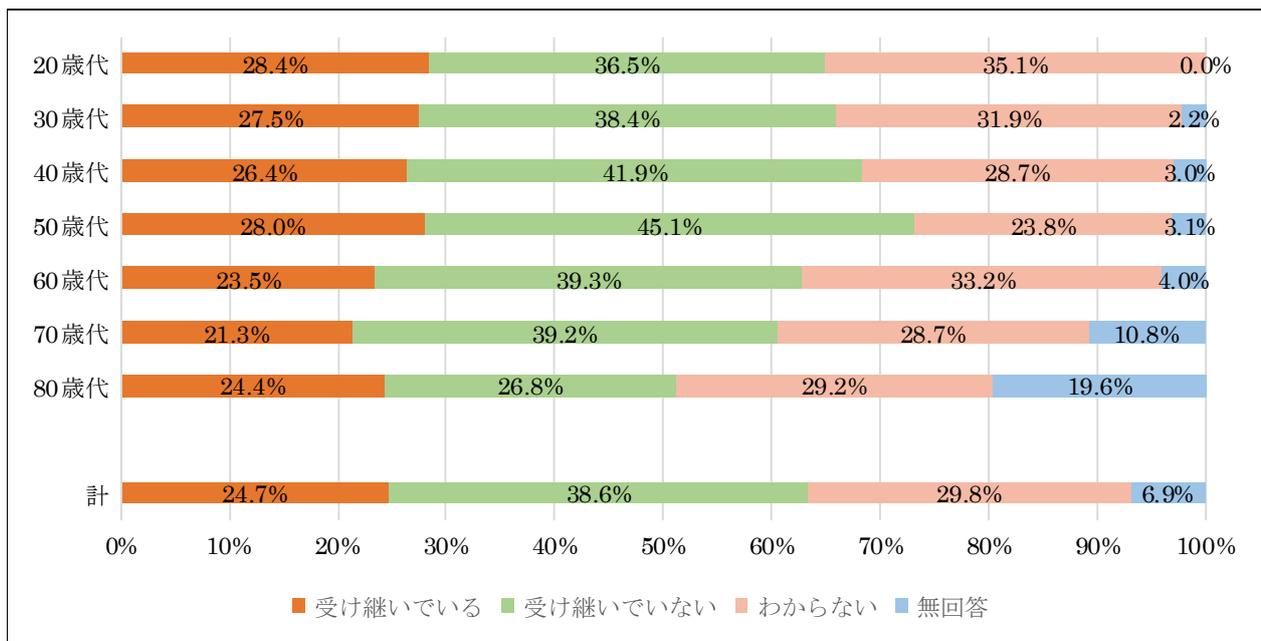
成人	そまんずし、煮しめ、がね、といのずし など
児童・生徒	鶏飯、さつまあげ、さつま汁、茶飯、がね など

※この中には、南九州市に限らず県内の郷土料理（その地域特有の料理）が含まれています。

☆あなたは、郷土料理や伝統料理（昔からある料理）など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。

「受け継いでいる」と答えた人の割合は、成人全体で見ると24.7%（H29：22.1%）となっています。平成29年より2.6ポイント増加しています。年代別にみると、20歳代の割合がもっとも高くなっています。

いっぽうで、「受け継いでいない」と答えた人の割合は、成人全体で見ると38.6%（H29：40.0%）と占める割合が高くなっています。平成29年より1.4ポイント低くなっています。年代別にみると、50歳代の割合がもっとも高くなっています。



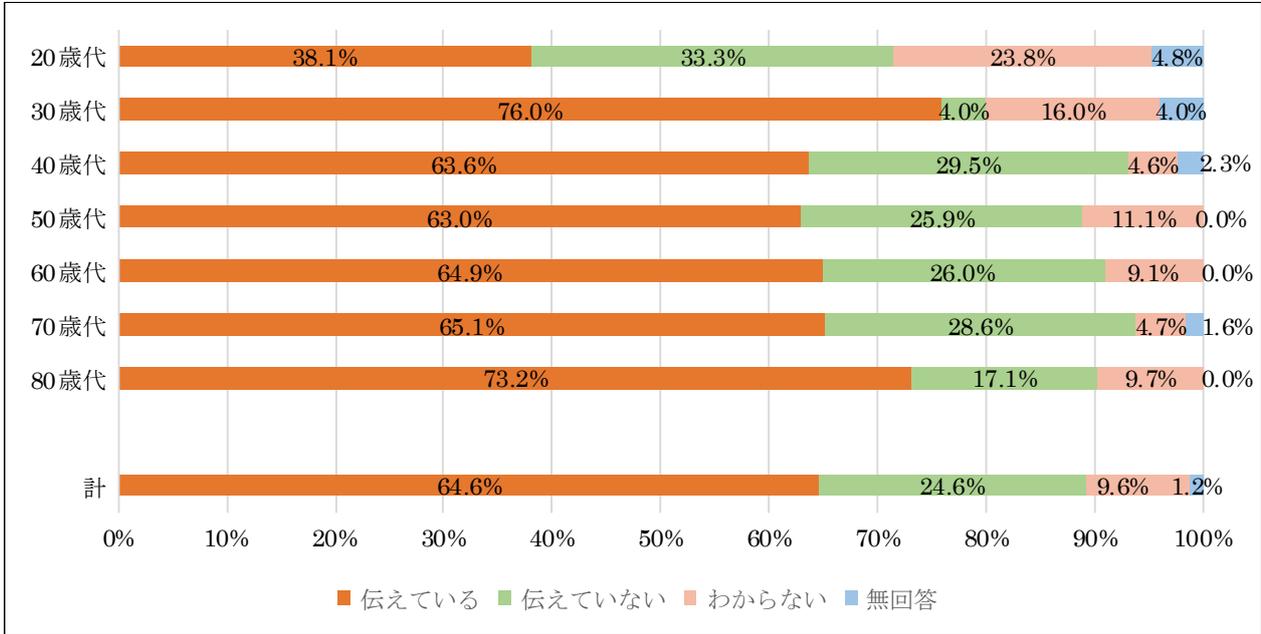
選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
受け継いでいる	21	28.4%	25	27.5%	44	26.4%	54	28.0%
受け継いでいない	27	36.5%	35	38.4%	70	41.9%	87	45.1%
わからない	26	35.1%	29	31.9%	48	28.7%	46	23.8%
無回答	0	0.0%	2	2.2%	5	3.0%	6	3.1%
計	74	100.0%	91	100.0%	167	100.0%	193	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
受け継いでいる	77	23.5%	63	21.3%	41	24.4%	325	24.7%
受け継いでいない	129	39.3%	116	39.2%	45	26.8%	509	38.6%
わからない	109	33.2%	85	28.7%	49	29.2%	392	29.8%
無回答	13	4.0%	32	10.8%	33	19.6%	91	6.9%
計	328	100.0%	296	100.0%	168	100.0%	1,317	100.0%

参考 H29計	
回答者数	割合
435	22.1%
789	40.0%
624	31.6%
124	6.3%
1,972	100.0%

☆あなたは郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を地域や次世代（子供や孫）に対して伝えていますか。

次世代に「伝えている」と答えた人の割合は、成人全体では64.6%（H29年：69.5%）となっています。平成29年より4.9ポイント減少しています。年代別にみると、30歳代・80歳代の割合が高くなっています。



選択項目	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
伝えている	8	38.1%	19	76.0%	28	63.6%	34	63.0%
伝えていない	7	33.3%	1	4.0%	13	29.5%	14	25.9%
わからない	5	23.8%	4	16.0%	2	4.6%	6	11.1%
無回答	1	4.8%	1	4.0%	1	2.3%	0	0.0%
計	21	100.0%	25	100.0%	44	100.0%	54	100.0%

選択項目	60歳代		70歳代		80歳代		計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
伝えている	50	64.9%	41	65.1%	30	73.2%	210	64.6%
伝えていない	20	26.0%	18	28.6%	7	17.1%	80	24.6%
わからない	7	9.1%	3	4.7%	4	9.7%	31	9.6%
無回答	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	4	1.2%
計	77	100.0%	63	100.0%	41	100.0%	325	100.0%

参考 H29計	
回答者数	302
割合	69.5%
回答者数	88
割合	20.2%
回答者数	31
割合	7.1%
回答者数	14
割合	3.2%
回答者数	435
割合	100.0%

○主な郷土料理

ふくれ菓子



豚骨



3. 南九州市食育・地産地消推進計画（第2期）取り組みの評価

本計画に反映させることを目的として、「南九州市食育・地産地消アンケート調査」等の結果を用いて評価を行いました。

第2期計画では、8つの指標を設定しており、達成状況は次のとおりでした。

指標の評価方法について				
A・・・目標値に達した	B・・・目標値に達していないが、改善傾向にある			
C・・・変わらない	D・・・悪化している	E・・・把握方法が異なるため評価が困難		

●食（食育）に関心をもっている人の割合（成人）

・成人

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
73%	85%	78%	B

・児童・生徒

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
50%	65%	55%	B

(南九州市食育・地産地消アンケート調査より)

第2期策定時の値より、成人、児童・生徒ともに5ポイント増加しており、目標値には達していませんが、改善傾向にあります。

●朝食を欠食する人の割合（20歳代から40歳代）

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
15%	5%	12%	B

(南九州市食育・地産地消アンケート調査より)

第2期策定時の値より、3ポイント減少しており、目標値には達していませんが、改善傾向にあります。

●野菜を食べる人の割合

・成人（毎食）

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
44%	60%	45%	B

・児童・生徒（ほとんど毎日）

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
68%	80%	71%	B

(南九州市食育・地産地消アンケート調査より)

第2期策定時の値より、成人は1ポイント、児童・生徒は3ポイントそれぞれ増加しており、目標値には達していませんが、改善傾向にあります。

●市町村国保特定健診受診率

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
56%	70%	53%	D

(達成状況：令和3年度特定健診・特定保健指導実施結果総括表より)

第2期策定時の値より、3ポイント減少しており、悪化しています。

●地産地消の言葉も意味も知っている人の割合

・成人

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
73%	85%	76%	B

・児童・生徒

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
40%	50%	48%	B

(南九州市食育・地産地消アンケート調査より)

第2期策定時の値より、成人は3ポイント、児童・生徒は8ポイントそれぞれ増加しており、目標値には達していませんが、改善傾向にあります。

●食農教育支援所・者数

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
14人(ヶ所)	18人(ヶ所)	14人(ヶ所)	C

(南薩地域「食農教育」支援者リスト[令和4年4月現在]より)

第2期策定時の値と変わっていません。

●かごしま地産地消推進店登録店数

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
6店	9店	12店	A

(達成状況：かごしま地産地消推進店リスト[令和4年4月現在]より)

第2期策定時の値より、6店増加しており、目標値に達しています。

●学校給食における地場産物の利用割合(重量ベース)

第2期策定時の値	目標値	達成状況	評価
41%	増加	52%	A

(達成状況：学校給食センター調べ[令和3年度])

第2期策定時の値より、11ポイント増加しており、目標値に達しています。

4. 南九州市の「食育・地産地消」の課題

食育・地産地消に関するこれまでの取り組み状況や、南九州市の現状について、アンケート調査の結果や統計データをもとに検証した結果、以下のような課題がみえてきました。

(1) 食育について

○『食育』の理解について

『食育』という言葉を知っている人は多くいますが、その「意味まで理解している」と答えた人は少ない傾向にあります。とくに児童・生徒ではその意味を「知らない」と答えた人が多く、どのようにして認知度を高めるかが課題となっています。

○食生活や食習慣について

児童・生徒の中には、自分の食生活が「良くない」と思っている人もいて、その理由として「食べるものがかたよっているから」と答えた人が多くいます。成人では、若い世代ほど栄養バランスに配慮した食事をあまり実施していない傾向があります。実際に「1週間に1度も野菜を食べない」と答えた人がいるのが現状です。これらのことから、栄養バランスのとれた食生活を実践するために、どのような取り組みを実践するべきかが課題となっています。

また、「朝は時間がないから」という理由で朝食を食べない人が見受けられます。朝食を食べないと脳のエネルギーが不足して、集中力や記憶力の低下につながります。このことから、毎日欠かさずに朝食を食べるようにするために、どのような取り組みを実践するべきかが課題となっています。

○食文化の伝承について

南九州市の郷土料理を「知らない」と答えた人は、成人、児童・生徒ともに半数を超え多くなっています。また、前回アンケート調査時（H29年）よりも占める割合が高くなっており、南九州市の郷土料理を知らない人が増加傾向にあります。また、郷土料理や伝統料理、箸づかいなどの食べ方・作法を次世代に対して「伝えていない」と答えた人の割合は前回アンケート調査時よりも高くなっており、それらを伝えていない人が増加傾向にあります。これらのことから、郷土料理の認知度を高め、またそれらを次世代に対して伝えていくために、どのような取り組みを実践するべきかが課題となっています。

(2) 地産地消について

○『地産地消』の理解について

『地産地消』という言葉を知っている人は児童・生徒では半数を下回り少なくなっています。また、南九州市の有名な農産物や食品を「知らない」と答えた人は、前回アンケート調査時よりも占める割合が高くなっており、それらを知らない人が増加傾向にあります。これらのことから『地産地消』の認知度を高めるために、どのような取り組みを実践するべきかが課題となっています。

第3章 計画の基本構想

1. 基本理念

南九州市食育・地産地消推進計画（第2期）の取り組みの成果を踏まえ、第2期の基本理念と基本方針を第3期計画に引き継ぎ、更なる食育・地産地消の推進を図ります。

豊富な食の恵みに感謝し 健やかな心と身体を育み
笑顔かがやく いきいきまちづくり

2. 基本方針

南九州市食育・地産地消推進計画（第3期）においては、計画の実現に向けて、次のとおり4つの基本方針を定め、食育・地産地消を推進します。

① 食への関心や感謝の気持ちを育み、食を通して豊かな心と健全な身体をつくる

食育や地産地消は、健康や文化、農業など様々な分野と深い関わりがあります。このため日々の暮らしの中で食育や地産地消を学び実践していくために、生活シーンに合った望ましい食生活の実現を図ります。



② ライフステージや生活実態に応じた食育の推進

食に対する考えや習慣は、様々な体験や学習を通じながら長い時間かけてつくられていきます。私たち一人ひとりが、生涯にわたって健康で楽しく過ごすためには、ライフステージごとに「食」や「農」に関心を持ち学びながら生活していくことが大切です。この計画では、ライフステージに応じた取り組みを推進します。



③ 地元産農林水産物の利用推進

本市は、県内でも有数の農業生産地帯であり、豊富な食資源に恵まれています。地元で採れた農林水産物は、身近で生産者の顔が分かりやすく、市民にとって安心・安全な食材です。これら地元で生産される農林水産物を利用することで、農林水産業や食品産業などの産業振興のみならず、新鮮で季節感あふれる多彩な食事を楽しみながら、市民の心身の健康づくりや地元への愛着を深められるよう努めます。



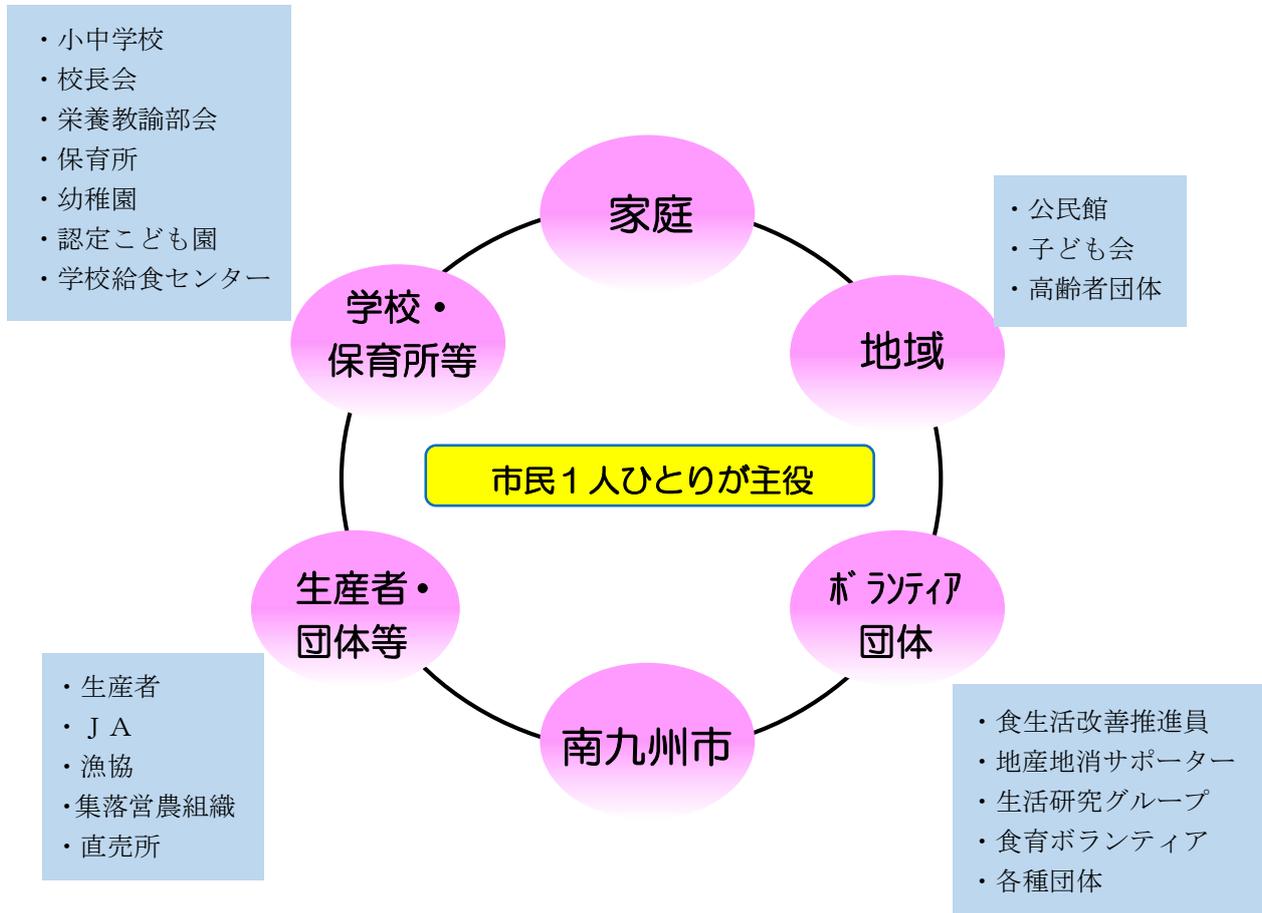
④ 食文化の伝承活動

食文化の伝承は、人と人の絆を育み、地域への思いを強める役割を果たします。これまでも地場産物、郷土料理を取り入れた学校給食が提供されています。このような取り組みを今後も継続していくことで、食文化の伝承を積極的に推進します。



第4章 計画の推進と取組目標

1. 食育・地産地消の展開と推進体制



2. 食育・地産地消の具体的な取り組み

【1. 食への関心や感謝の気持ちを育み，食を通して豊かな心と健全な体をつくる】

(1) 家庭における取り組み

- 主食・主菜・副菜のそろった食事を心がける
- 生活リズムを見直す
- 食事のマナーを教える（食べる時の姿勢・箸の使い方・音を立てて食べないなど）
- 共食を心がけ，家族や友人と楽しく食事をする
- 規則正しく食べる習慣づけをする
- 親子で一緒に料理をする
- 食品ロスをなくす（必要な分だけ買う・食品は手前から取る・賞味期限と消費期限の違いを知るなど）

(2) 保育所・学校などにおける取り組み

- 給食での残食を減らす
- 普段の給食以外の特別食（誕生日や行事など）を取り入れる
- 自分たちで栽培して収穫をする
- 給食の献立や食材を活用した栄養教諭による指導・助言を行う
- 市内の全小中学校に給茶機を設置し，知覧茶のPRを行う

(3) 行政・地域における取り組み

- 「食事バランスガイド」の普及・定着に努める
- 食育ボランティアの育成・活動支援を行う
- グリーン・ツーリズムを推進する
- 健康づくりや生活習慣病の予防や改善を促す
- 「食の大切さ」についての啓発・学習活動を充実させる
- 「食育の日」，「食育月間」等での普及啓発活動を行う
- 食育情報を提供する
- 関係機関と連携し，推進体制を強化する
- 食を通じた交流機会の充実を図る
- 食品ロス削減のための啓発活動を行う

【2. ライフステージや生活実態に応じた食育の推進】

(1) 乳幼児期（0～6歳）

- 食への興味を育み，食習慣の基礎をつくる
 - ・あいさつ，箸の持ち方など，食事のときの基本マナーを身に付ける
 - ・食べる物に関心を持ち，食べることを楽しむ
 - ・自然や生き物，地元の農林水産物の収穫体験などを通して，自然に触れながら食の楽しさを体感させる
 - ・簡単な手伝い（食材を洗う，こねる，まぜる，包むなど）を通して調理の楽しさを教える

(2) 学童・思春期（7～19歳）

- 規則正しい生活の形成と栄養バランスのとれた食事を実践する
 - ・朝食の大切さを理解する
 - ・栄養バランスを考えて食べる
 - ・農作業体験や調理を通じて食への感謝の気持ちを育てる
 - ・家庭で食卓を囲む
 - ・簡単な調理手伝いからはじめ、簡単なメニューを作れるようになる

(3) 青年期（20～39歳）

- 栄養バランスのとれた食生活の実践と朝食を食べる習慣を身に付ける
 - ・自分の生活リズムに応じて1日3回偏りのない食事をとる
 - ・食に関する情報を理解し、選択する
 - ・食事を自分で作る
 - ・食べすぎ、飲みすぎに気をつける

(4) 壮年期（40～64歳）

- 健全な食生活を実践し、生活習慣病を予防する
 - ・食生活を見直し、適正体重の維持に努める
 - ・自ら食育を実践し、次世代に食の大切さを伝える
 - ・家庭での食事を大切にする

(5) 高齢期（65歳～）

- 自分の健康管理に努め、年齢にあった無理のない食生活をおくる
 - ・適切な食生活、運動を心がけるなど健康維持・増進に努める
 - ・家族や友人との食事を楽しむ
 - ・今までの人生経験で得た食の知識や技術を次世代に伝える

【3. 地元産農林水産物の利用推進】

(1) 家庭における取り組み

- 安心・安全な地元産農林水産物への知識と関心を深める
- 農産物直売所などを有効に活用し、地元産農林水産物を積極的に利用する
- 地元産農林水産物の旬を知り、旬の食材を使った料理を楽しむ

(2) 保育所・学校などにおける取り組み

- 給食には地元産農林水産物を多く使用する
- 生産者と児童・生徒との交流活動を推進する

(3) 行政・地域における取り組み

- 学校給食における地元産農林水産物の積極的な利用を図る
- 市内の飲食店などでの地元産農林水産物の利用を促す

- 市の広報紙や各種媒体，イベントなどを通して地元産農林水産物についてのPR活動を実施する
- 地元産農林水産物を購入できる機会を充実させる
- 地元産農林水産物を活かした料理の調理方法を紹介する

【4. 食文化の伝承活動】

(1) 家庭における取り組み

- 地域で行われる伝統的な行事へ積極的に参加する
- 郷土料理や，伝統料理，季節に応じた特別食を作り，家庭で楽しく味わう
- 昔から受け継がれてきた郷土食への理解を深める

(2) 保育所・学校などにおける取り組み

- 給食を通して，郷土料理や伝統料理の普及を推進する
- 地域の行事への積極的な参加を呼びかける

(3) 行政・地域における取り組み

- 市の広報紙や各種媒体，イベントなどを通して郷土料理や行事食のレシピを紹介する
- 学校給食で郷土料理や伝統料理を提供する
- 地域の食文化を次世代に受け継いでいく担い手の育成・支援を行う
- 地域イベントや料理教室などを通じた世代間交流の促進に努める

3. 取組目標

	指 標	現状値	目標値 令和9年度
1	食に関心をもっている人の割合（成人）	78% ※1	85%
	食育に関心をもっている人の割合（児童・生徒）	55% ※2	65%
2	朝食を欠食する人の割合（20～40歳代）	12% ※3	5%
3	毎食野菜を食べる人の割合（成人）	45% ※4	60%
	毎日野菜を食べる人の割合（児童・生徒）	71% ※4	80%
4	市町村国保特定健診受診率	53% ※5	70%
5	地産地消の言葉も意味も知っている人の割合（成人）	76% ※6	85%
	〃 （児童・生徒）	48% ※6	50%
6	食農教育支援所・者数	14人 ※7 （ヶ所）	18人 （ヶ所）
7	かごしま地産地消推進店登録数	12店 ※8	14店
8	学校給食における地場産物の利用割合（重量ベース）	52% ※9	増加

※1：南九州市食育・地産地消アンケート結果（P10）より

※2：南九州市食育・地産地消アンケート結果（P11）より

※3：南九州市食育・地産地消アンケート結果（P15）より

※4：南九州市食育・地産地消アンケート結果（P19）より

※5：令和3年度特定健診・特定保健指導実施結果総括表（P20）より

※6：南九州市食育・地産地消アンケート結果（P24）より

※7：南薩地域「食農教育」支援者リスト[令和4年4月現在]より

※8：かごしま地産地消推進店リスト[令和4年4月現在]より

※9：学校給食センター調べ（P23）

參考資料

食育基本法

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等

（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策

（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等

（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と

「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、

「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な

課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を

利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）

に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の

推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における

食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び

国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。
(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林

水産物の利用促進に関する法律

(抜粋)

目次
前文
第一章 総則（第一条）
第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等
第一節 総則（第二条・第三条）
第二節 基本方針（第四条）
第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策（第五条―第十七条）
第四節 雑則（第十八条―第二十三条）
第五節 罰則（第二十四条）
第三章 地域の農林水産物の利用の促進
第一節 総則（第二十五条―第三十九条）
第二節 基本方針等（第四十条・第四十一条）
第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（第四十二条―第五十条）
附則

《以下、抜粋》

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合

に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。
(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念(以下この章において「基本理念」という。)にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体(以下この章において「生産者等」という。)は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

(基本方針)

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項

二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」という。）をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給

食、食品関連事業（食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。）等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者（以下この章において「食品関連事業者」という。）その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保）

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等）

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動（学校等において行われる実習を含む。）の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（人材の育成等）

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産す

る体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究の実施等）

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（多様な主体の連携等）

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

かごしま食と農の県民条例

(平成 17 年 3 月 29 日)

鹿児島県の農業及び農村は、歴史と伝統の中で、先人の優れた技術とたゆみない努力により、シラス等の特殊土壌や台風などの自然災害を克服しながら、人間の生命の維持に欠くことのできない食料の生産はもとより、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承など、県民に生活の安定と潤いのある環境及び豊かな鹿児島心を育んできた。

また、南北に広がる県土や温暖な気候、広大な畑地などの特性を生かして、畜産、園芸を中心に多様な生産活動が行われており、食品関連産業とも連携した本県経済を支える基幹産業となっている。

しかしながら、近年、国際化、情報化の進展や過疎化、高齢化、担い手不足の進行など、農業及び農村を取り巻く環境は大きく変化しており、鹿児島県の農業及び農村を守り、育てるための取組が一層強く求められている。また、食品の安全性の確保に対する関心の高まりや食に関する知識の不足等を背景として、食の安全や健全な食生活の実現に向けた一層の取組が求められている。

このため、食、農業及び農村の果たす役割に対する県民の理解を深め、地域の特性を生かし環境に配慮した安全で安心な農畜産物の安定的な供給を図り、農業の担い手の育成や農業資源を確保しながら生産条件の整備を行うことにより、活力あふれる心豊かな農村社会の建設と県民の健康で豊かな生活の向上を目指し、生産から消費までの各段階における主体的な取組を行っていくことが重要である。

ここに、県や農業者及び農業団体、食品関連事業者や県民の自ら負う責務や役割を定め、広く県民に食、農業及び農村にする施策の方向性を示すとともに、目標を定め、実効性ある施策を展開するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県における食、農業及び農村に関する施策について、目標及びその実現に向けた基本となる事項を示し、これを総合的かつ計画的に推進することにより、食、農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した農業の持続的発展、活力あふれる心豊かな農村社会の建設及び県民の健康で豊かな生活の向上を図ることを目的とする。

(食、農業及び農村の振興の目標)

第2条 県は、次に掲げる目標のもとで食、農業及び農村の振興を図るものとする。

- (1) 食、農業及び農村の果たす役割について県民の理解が深められるとともに、県民に安全で安心な農畜産物が安定的に供給されること。
- (2) 農業の担い手及び農地、農業用水その他の農業資源が確保されるとともに、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興及び産地の育成が図られ、将来にわたり農業が持続的に営まれること。
- (3) 農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている農村について、地域の特性に応じた豊かで住み良い生活環境及び農業の生産条件の整備が図られること。
- (4) 県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮できること。

(県の責務と役割)

第3条 県は、食、農業及び農村の振興を図るため、地域の特性に配慮しながら、国、市町村、農業者、農業団体、食品関連事業者、消費者、教育機関等と連携し、総合的に施策を推進するものとする。

(農業者及び農業団体の責務と役割)

第4条 農業者及び農業団体は、食、農業及び農村の振興を図るため、他産業等との連携に努めるとともに、安全で安心な農畜産物の生産及び供給並びに快適で魅力ある農村づくり

に向けて、自ら主体的に取り組むものとする。

(食品関連事業者の責務と役割)

第5条 食品関連事業者は、県内産農畜産物を利用した安全で安心な食品の供給を進めることにより、食、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、地産地消(県内産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。第10条第2項において同じ。)都市と農村の交流活動への参加等を通じて、食、農業及び農村に関する理解を深めることに努めるものとする。

(市町村への要請及び協力)

第7条 県は市町村に対し食農業及び農村の振興に関する施策を策定し及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する食、農業及び農村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(食、農業及び農村の振興に関する主要な施策)

第8条 県は、第2条に掲げる目標を達成するため、主要な施策として次条から第17条までに定める施策の実施に努めるものとする。

(県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策)

第9条 県は、都市と農村の交流の促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等の推進並びに農業及び農村の果たす多面的機能についての理解の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

(食育及び地産地消に関する施策)

第10条 県は、県民の健康な食生活の実現を図るため、学校教育、地域社会及び家庭の場において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は、地産地消の促進に関する施策の実施

に努めるものとする。

(安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策)

第11条 県は、県民に安全で安心な農畜産物を安定的に供給するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 環境との調和に配慮した耕畜連携による産地づくり及び化学肥料・農薬の低減化の促進に関する施策

(2) 生産から加工、流通及び販売までの各段階における履歴を確認できる情報の提供の促進に関する施策その他食の安全・安心対策に関する総合的施策

(担い手確保・育成に関する施策)

第12条 県は、農業の担い手を確保し、及び育成するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できる経営管理能力の向上その他の条件整備、家族農業経営の活性化及び農業経営の法人化の促進に関する施策

(2) 新たに農業に就業しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他の必要な施策

(3) 女性の農業経営における役割の適正な評価及び農業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境整備の推進に関する施策

(4) 高齢者がその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進に関する施策

(5) 集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に関する施策

(農地利用、基盤整備等に関する施策)

第13条 県は、農業の生産条件の整備を図るため、耕作放棄地の発生防止その他農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利

用の集積，農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は，地域の特性に応じて，環境との調和に配慮しつつ，農地の区画の拡大，農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策の実施に努めるものとする。

(生産振興，販売・流通等に関する施策)

第14条 県は，地域の特性を生かした農畜産物の生産振興，販売・流通等の促進を図るため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の的確な把握及びこれを生かした生産の拡大に関する施策

(2) かがしまブランド（全国的に評価の高い本県産の農畜産物をいう。次号において同じ）の確立及び産地の育成に関する施策。

(3) 南北600キロメートルの県土の広がり気象条件を生かした農畜産物の生産振興及びかがしまブランドに準ずる銘柄産地の育成に関する施策

(4) 県内産農畜産物についてのイメージアップ，販路拡大及び流通の効率化に関する施策

(5) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立，多様な需要に対応した個性ある加工食品の開発及び製造の促進並びにその加工食品についての情報発信に関する施策

(6) 観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物の利用促進に関する施策

(生産性向上に関する施策)

第15条 県は，農業生産性の向上を図るため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 試験研究体制の整備，家畜の改良増殖及び新品種の研究開発，環境の保全に対応した農業技術の開発等の推進及びその成果の普及に関する施策

(2) 地域農業を支える農業者の育成並びに地域の特性を生かした農業及び農村の振興を図るための普及活動の内容及び体制の充実強化に関する施策

(3) 動植物の防疫体制の充実強化に関する施策

(農業災害防止等に関する施策)

第16条 県は，特殊土壌，桜島の降灰，台風等による農業災害の防止及び軽減を図るための施策並びに被災農家の農業経営を支援する農業制度資金等の活用に関する施策の実施に努めるものとする。

(農村振興に関する施策)

第17条 県は，農村地域，中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備を進めるとともに，県土の保全，水源のかん養，良好な景観の形成，文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮される快適で魅力ある農村づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

(基本方針の策定)

第18条 知事は，食，農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため，概ね10年間を期間とする基本方針を策定しなければならない。

2 基本方針は，食，農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。

3 知事は，基本方針を策定しようとするときは，あらかじめ，広く県民の意見を聴くとともに，県議会の議決を経るものとする。

4 知事は基本方針を策定したときは遅滞なくこれを公表するものとする

5 前2項の規定は，基本方針の変更について準用する。

(施策の実施状況の報告等)

第19条 知事は，毎年，県議会に食，農業及び農村の動向並びに食，農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに，これを公表しなければならない。

2 知事は，5年ごとに，食，農業及び農村の振興に関する主要な目標値の達成状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第18条の規定による基本方針は、この条例の公布の日から概ね1年以内に策定されなければならない。
- 3 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、食、農業及び農村の振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

かごしま食と農の県民条例

に基づく基本方針(抜粋)

(令和2年12月17日議決)

第2 本県の食，農業及び農村の振興に関し総合的かつ計画的に推進する施策

2 食育及び地産地消に関する施策

「かごしまの“食”交流推進計画」に基づき，全ての県民が，本県の新鮮で安心・安全な食材を積極的に活用した健康で豊かな食生活を実現するため，食育と地産地消の推進に向けて，関係機関・団体が連携した取組を展開する必要があります。

(1) 食育に関する施策

食育については，ライフステージに応じた家庭，学校，地域及び職域における主体的な取組を支援します。また，本県の多彩な食文化の保護・継承に向けた県民総ぐるみの活動を展開するとともに，活動を担う人材を育成します。

さらに，幅広い世代を対象として，食と農業に関する体験学習を促進することにより，県民の食への関心を高め，望ましい食習慣，食の安心・安全などに関する正しい知識や県産農畜産物等への理解を深めていきます。

(2) 地産地消に関する施策

地産地消については，県民の農業に対する理解の促進，新鮮な県産食材及び郷土料理を取り入れることによる学校給食の充実，農産物直売所等を活用した農業者と消費者との交流を促進します。

また，地産地消を応援する取組主体を確保し，その活動を支援するとともに，観光・医療・福祉等多様な分野の業態との連携により，県産農畜産物の活用を促進します。

さらに，生産者組織を育成し，地元量販店及び農産物直売所との連携を促進することにより，県産農畜産物の安定的かつ円滑な県内流通を可能にする体制づくりを推進するとともに，地方

卸売市場の集荷力の向上に向けて市場間のネットワークの構築を促進します。

3 安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策

(2) 食の安全・安心対策に関する総合的施策

県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保するためには，生産・製造過程における管理・指導により，食品の安全性を確保するとともに，リスクコミュニケーションにより，食の安全に関する情報の共有化を図る必要があります。

このため，「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」に基づき，生産から流通・販売段階までの安心・安全の確保，情報の確実な提供などに取り組みます。

具体的には，「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の推進などを通じて，安心・安全な農畜産物を生産する取組を支援するとともに，流通関係者及び消費者の同制度に対する認知度の向上を図ります。

また，県産農畜産物及び県産加工食品に対する消費者の信頼を確保するため，正確な生産履歴の記帳とその迅速な開示に向けた取組を促進するとともに，食品表示制度の遵守の取組の徹底を求め，監視指導体制を充実・強化することにより，食品表示の適正化を図ります。

さらに，肥料・農薬，動物用医薬品等の生産資材の適切な管理・使用に係る監視指導の強化を図るとともに，食品関連事業者による原材料の安全性の確認，記録の作成・保存，HACCP手法等の高度な衛生管理システムの導入などの取組を促進します。

6 生産振興，販売・流通等に関する施策

(6) 観光産業及び外食産業との連携に関する施策

県産農畜産物の一層の消費拡大を進めるためには，農業と観光産業及び外食産業との密接な連携を促進する必要があります。

このため，大隅加工技術研究センターを核に

農業者と多様な事業者等との戦略的連携を推進します。

また、都市農村交流やインバウンド需要の呼び込みを促進するため、農村の地域資源を生かした体験プログラムの情報発信等のグリーン・ツーリズムの取組を通じて、観光産業との連携を推進します。

食生活指針

食生活指針	食生活指針の実践
食事を楽しみましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。 ・おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。 ・家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。
1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食で、いきいきした1日を始めましょう。 ・夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。 ・飲酒はほどほどにしましょう。
適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。	<ul style="list-style-type: none"> ・普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。 ・普段から意識して身体を動かすようにしましょう。 ・無理な減量はやめましょう。 ・特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気をつけましょう。
主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な食品を組み合わせましょう。 ・調理方法が偏らないようにしましょう。 ・手作りと外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。
ごはんなどの穀類をしっかりと。	<ul style="list-style-type: none"> ・穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。 ・日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。
野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。	<ul style="list-style-type: none"> ・たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。 ・牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。
食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。	<ul style="list-style-type: none"> ・食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未満、女性で7g未満とされています。 ・動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。 ・栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。

食生活指針	食生活指針の実践
日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。	<ul style="list-style-type: none"> ・「和食」をはじめとした日本の食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。 ・地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。 ・食材に関する知識や調理技術を身につけましょう。 ・地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。
食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。 ・調理や保存を上手にして、食べ残しのない適量を心がけましょう。 ・賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。
「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもころから、食生活を大切にしましょう。 ・家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。 ・家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。 ・自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう。

文部省決定，厚生省決定，農林水産省決定
平成 28 年 6 月一部改正

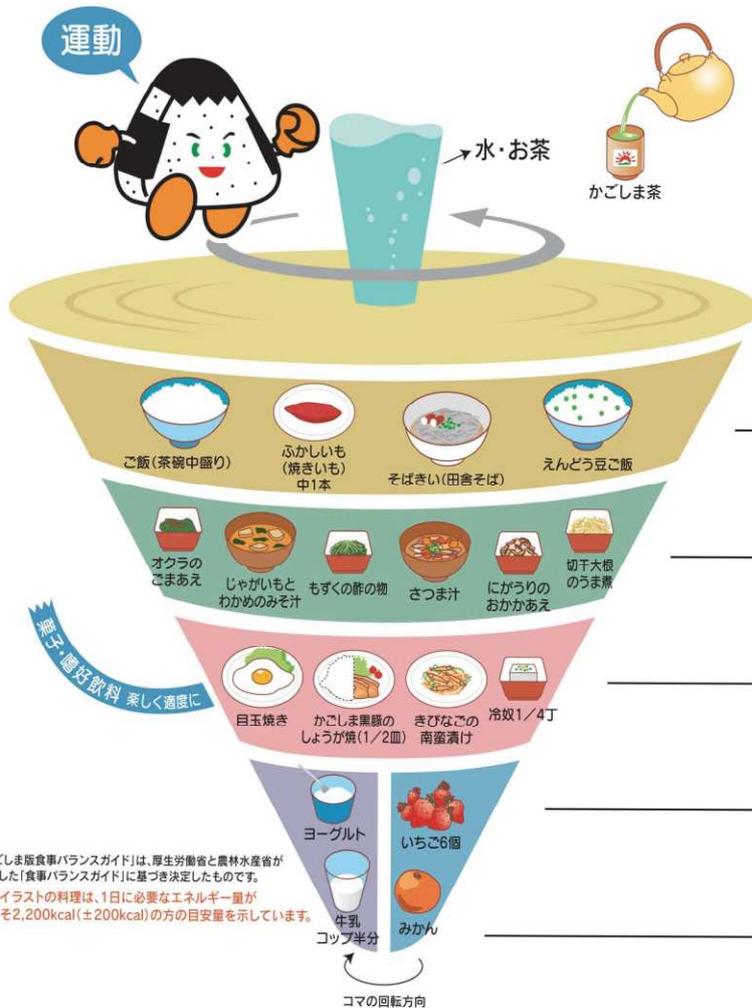
かごしま版



©鹿児島県くりぷー

食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？



よくかんで
楽しく食事を
嚙ミダサンマル
〜ひとくち30回以上噛みましょう〜

1 日 分

5-7 主食 (ごはん、パン、麺)
つ(SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度

5-6 副菜 (野菜、きのこ、いも、海藻料理)
つ(SV) 野菜料理5皿程度

3-5 主菜 (肉、魚、卵、大豆料理)
つ(SV) 肉、魚、卵、大豆料理から3皿程度

2 牛乳・乳製品
つ(SV) 牛乳だったら1本程度

2 果物
つ(SV) みかんだったら2個程度

「かごしま版食事バランスガイド」は、厚生労働省と農林水産省が決定した「食事バランスガイド」に基づき決定したものです。
このイラストの料理は、1日に必要なエネルギー量がおよそ2,200kcal(±200kcal)の方の目安量を示しています。

男性

自分の適量をチェックしよう!!

単位の「つ(SV)」のSVとはサービング(食事の提供量の単位)の略です。

女性

	エネルギー	主食[つ(SV)]	副菜[つ(SV)]	主菜[つ(SV)]	牛乳乳製品[つ(SV)]	果物[つ(SV)]
6~9歳	1400~2000kcal	4~5	5~6	3~4	2 ※	2
70歳以上	2200kcal [±200kcal]	5~7	5~6	3~5	2 ※	2
10~11歳	基本形					
12~69歳	2400~3000kcal	6~8	6~7	4~6	2~3 ※	2~3

①活動量 低い ②活動量 ふつう以上

□活動量の見方 「低い」:1日中座っていることがほとんど 「ふつう」:座り仕事を中心だが、歩行・軽いスポーツ等を5時間程度は行う。さらに強い運動や労働を行っている人は、適宜調整が必要です。
※学校給食を含めた子ども向け摂取目安について…成長期に特に必要なカルシウムを十分にとるためにも、牛乳・乳製品の適量は少し幅を持たせて1日2~3つ(SV)、「基本形」よりもエネルギー量が多い場合は、4つ(SV)程度までを目安にするのが適当です。

鹿児島県・かごしまの“食”交流推進会議 ※この資料は、消費・安全対策交付金(農林水産省)を受けて作成したものです。

お問い合わせ先:鹿児島県 農政部 農政課 (かごしまの“食”交流推進会議事務局) ☎099-286-3177
E-mail:ryu-shien@pref.kagoshima.lg.jp URL http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/nogyo/syokuiku/k-bg/

区分

料理例

※[+副菜:2]などの表現は、副菜も2つ(SV)含まれていることを示しています

主食

1つ分 = ご飯(茶碗小盛り) = おにぎり(1個分) = 油ラーメン (+主菜:1) = さつまずもじ (ませずし) (+副菜:2,主菜:1) = 食パン(6枚切り)

= そばさい(田舎そば) = 1.5つ分 = ご飯(茶碗中盛り) = えんどう豆ご飯 = 鶏飯 (+副菜:1,主菜:3)

2つ分 = ふかしいも(焼きいも) 中1本 = 鹿児島黒牛(黒豚)の カレーライス (+副菜:2,主菜:2) = 黒豚のベーコンの スパゲティ (+副菜:1) = かごしまラーメン

副菜

1つ分 = 切干大根のうま煮 = 落花生の五目煮 = ひじきの煮物 = 湯なます = にがうりのおかかあえ

= 野菜サラダ = がね = もずくの酢の物 = ポテトサラダ = オクラのごまあえ

= さつまた汁 (+主菜:1) = じゃがいもと わかめのみそ汁

2つ分 = たけのこと つわの煮物 (+主菜:2) = かぼちゃコロッケ1個 (+主菜:1) = キャベツの炒め物

主菜

1つ分 = 目玉焼き = いーあげ (炒り豆腐) (+副菜:2) = 冷奴1/4丁 = 肉じゃが (+副菜:3)

= 納豆 = きびなごの南蛮漬け = 呉汁

2つ分 = つけあげ(さつまあげ) = 豚骨 (+副菜:2) = 黒豚のぎょうざ(+副菜:1) = あじの開き = いわしの丸干し

= ぶり・かんぱちのさしみ = きびなごのさしみ = クリームシチュー (+副菜:3,牛乳・乳製品:1) = 地鶏の煮物(+副菜:1) = おでん(+副菜:4)

3つ分 = 鶏の唐揚げ = かごしま黒豚のしょうが焼 = かごしま黒豚の とんかつ = さつま地鶏の 刺身

= ハンバーグ (+副菜:1) = 4つ分 = かごしま黒豚の しゃぶしゃぶ (+副菜:3) = 鹿児島黒牛の すきやき (+副菜:3)

乳牛乳製品

1つ分 = ヨーグルト1パック = 牛乳コップ半分 = チーズ1片 = スライスチーズ1枚 = 2つ分 = 牛乳200ml

果物

1つ分 = みかん1個 = なし1/2個 = 巨峰1/4房 = メロン1/8個 = いちご6個

南九州市
食育・地産地消推進計画

発行者／南九州市

発行／令和5年3月

企画編集／南九州市役所 農政課

〒891-0792

鹿児島県南九州市穎娃町牧之内 2830 番地

TEL (0993) 36-1111 FAX (0993) 36-3136

ホームページ：<http://www.city.minamikyushu.lg.jp>

E-mail：office@city.minamikyushu.lg.jp